

令和2年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

令和2年12月23日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和2年12月23日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年12月23日 9時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和2年12月23日 19時01分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	杉岡義信	○	8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向 上担当参 事兼税住 民課長事 務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	3 番	由 本 好 史		4 番	杉 岡 義 信		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						

会議の経過	別紙のとおり
-------	--------

令和2年第4回笠置町議会会議録

令和2年12月16日～令和2年12月23日 会期8日間

議 事 日 程 (第2号)

令和2年12月23日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年12月第4回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（大倉 博君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

1番、向出健議員の発言を許します。向出君。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

質問通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

まず、1つ目の大きな課題として、2016年度の地方創生事業に関する過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業の不正受給の問題について質問させていただきます。

さきの議会においても、報告書をまとめて10月には出せるようにということでしたけれども、お話を伺いますとまだ最終チェックが残っており、1月頃になるのではないかとこのふう聞いています。

そこで、質問させていただく内容なんですけれども、この事業をめぐっては、以前にまだ年度が終了する前の以前において、まだ事業が完結していないものがあると。完結できるように指導していくという話が一度ありました。ということは、笠置町としては、事業がまだ未執行であるものが存在していること自体は把握をしていましたし、議会にもそのような説明をしてきたという経緯があるということです。

その上で、総務省のほうにしていなかった事業をしたという報告を上げたということになると思うんですけれども、その理由については、前担当課長もまだ議会に対しては、直接に経緯の説明であったりといったことがなされていない状況にあります。今、行われてきたのは、1つは不正受給に関しての返還金については、お金を返したという事実があります。そして、それに伴い、この問題だけではありませんけれども、前課長については2階級降格させるという処分は下されています。

しかし、経緯について、なぜこういうことになってきたのか、住民の皆さんに対しても議会に対しても、まだまだ説明が不十分であるというふうに考えますけれども、今後これについてはどのようにされていくのか、どのように真相解明を進めていくのか、これまでも聞いていますけれども、再度答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、用語に関してなんでございますけれども、「補助金の不正受給」という言葉は、現在は実は使っておりません。犯罪の疑いがあるという場合にはこういう表現を使っておりましたが、御承知のとおり本年3月末、京都地検により不起訴処分というふうになっておりますので、現在、私どもとしては、不当な支出により交付金の交付決定が取消しをされ、それに伴い返還金が生じたという整理をさせていただき、一連のこれに関しましては、不適切な事務処理が原因であるということを前提に調査を進め、そして問題解決のためにしかるべき処置を現在取らせていただいているというところでございます。

先ほど向出議員からも、報告書の作成、少し遅れているという御指摘でございました。誠に申し訳ございません。今のように用語をもう一度洗い直し、そして関係者に誤解が生じないよう、あるいは様々な人権にも配慮していかなければなりません。守秘義務もございまして、そういったところの調整をさせていただき、年明けに御報告できるよう、現在、作業を進めさせていただいております。

その中で、私どもが不適切な事務処理が原因で総務省の交付金が一部取消し、そして返還に至ったということで、どのようにその原因といったものを捉まえているかということをお願い申し上げますと、やはり実績報告書の中に、実際に事業を行っていない、あるいは交付金の補助対象といたしますか、支出の対象となる経費以外の経費が相当使われていたということが判明をいたしました。これは、本来であれば実績報告書の中で、支出あるいは事業の内容をきちっとチェックし、実績と実際に行った事業が合っているかどうかということを確認する作業をしなければなりません。それができていなかった。その業務を怠っていたというのが、一番やはり大きな原因ではなかろうかと思っております。

その担当者のやはり認識といたしますか、補助金、交付金に関しての事務処理に関する認識がやはり非常に低かった、あるいは認識に欠けていたというようなところもございまして、組織としてそういったことを一連にチェックしていかなければならない、そういう組織の体制にもやはり問題があり、担当が上げたものがやはり上までほとんどノーチェックで通り、

決裁を受けていたというふうなところに、大きな原因があったのではないかなというふうに思っております。

それらを踏まえまして、本年3月に調査委員会を立ち上げ、そしてその報告書を現在作業中でございますけれども、そういう補助金あるいは交付金に対する法令の知識あるいはルールの徹底、そういったものを人材育成の観点から研修等で実施をし、あるいはチェックシステムの中で主担当が上げたものがそのとおりじゃなく、副担当というものを置き、チェックがまず行える体制をつくる、そういうようなことで改善を進めてきております。

まだまだ道半ばではございますけれども、こういう問題がいつ起こるか分からない。法令遵守とはいいいながらも、それが徹底できていない場面等もやはりございますので、そういったところを職員力向上プロジェクトを中心に、研修、自己啓発、あるいは様々な機会を通しての指示、指導を通して徹底してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今、2つ目に挙げた問題も少し触れていただきました。

要するには、報告書に対してのチェック体制がきちっとできていなかったということは述べられました。

それで、1つは認識を聞いておきたいんですが、以前の議会では議会にも説明をしていくと、そして住民にも周知するというところで言われていました。笠置町としては、やはり処分は下しましたし、お金も返したけれども、まだ真相解明についてはきちとした場で、議会に対しても住民に対しても説明はできていない、そういう認識であるのかどうか。この認識についてまずお聞きしたいということと、もう一点なんですが、現在、3月に立ち上げられてから年明けぐらいになるということで、それなりの月数がたっているわけです。今、言われたように、チェック体制が弱かったという点については、やはり全てまとまった報告書が出る前に改善も要りますし、それ以前にやっぱり説明をいただきたいというふうに思うわけです。

例えば中間報告という形で、確定的な部分についての説明をしたりすることや、そういうことが要ったのではないかと。調査報告書がきちっとできてからでないと説明し難いということではなくて、やはり改善がはっきり見えたものについては、また早急に手を打つべき必要性があるものについては、もっと早い段階で説明すべきではなかったかというふうに考え

ます。

この点については、今後の取組も含めましていろいろな分野にも関わりますので、どうされていくのか認識を聞きたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

報告書に関しましては、総括的な意味合いもございますので、まとめをさせていただき、議会にも報告し、また住民の方にもお知らせをさせていただく。様々なやはりこれに関しましては臆測でありますとか、誤解でありますとか、うわさといったものがたくさんございました。一つ一つに関しまして、その都度我々のほうもこれは事実でありますと、あるいはこれはこういうことでありますということで、ご説明もさせていただきましたが、総括的にやはりこういう業務がこういうふうな流れで進み、そしてこういったところに問題があり、これが事象として発生し、こういうふうな改善に取り組んでおりますということを文書をもって議会にも報告し、また住民の方にもお知らせをさせていただきたいと考えております。

2点目に関しましては、その都度私どもは議会の場であったり、監査の場であったり、中間的といいますか、その都度こういう問題に関しましては報告もさせていただき、改善案をこのようにさせていただきたいといったようなことは御報告させていただいておりました。私としては、十分、途中経過においても改善策をお示しさせていただき、職員力向上プロジェクトの中で職員研修を実施し、起案における主担当、副担当の明記でありますとか、他課にまたがるような案件に関しましては、合議、合い議を行うというルールづけとか、そういったことを徹底してまいりました。職員研修は本年、階層別の研修含め、会計年度任用職員を含めた全職員に対して徹底もさせていただきましたし、そういう組織としての問題点に着目した改善案は既に進行中でございます。

まだまだそれで十分かといえ、十分でないところもあるかもしれません。その都度やはり課題に対しては、職員の研修、人材育成、そして組織の在り方等を含め、改善はとどまることなく進めていきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

副町長からありましたように、全くもって説明していないというふうには思っておりません。時折、個々の問題について、大きな方向性としての改善の方向性であったり、研修を進めていくということや、研修もこういう形で実施してきたということも、説明は一旦、一定受け

ています。ただ、本来はもっと早い段階で報告書も出せると。ただ、新型コロナのこともあって延びた面もあり、今の段階でさらに関係者にも確認をし、いろんなことがあって延びているという状況があるわけです。そういう中で、やはり調査報告書に関わっての報告できる中間報告の形であったり、そういう形を取れなかったかということで、お聞きをさせていただいています。

今後、調査報告書は年明けに出すということですから、詳細についてはきちっと確認もさせていただいて、さらに細かい点についても追及をさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり報告書、本来よりはかなり延びた段階ということがありますから、中間報告というのも政府でも例えばする場合があります。まだ不十分な最終的な取りまとめが行っていない段階でも、様々なところでそういうことがありますから、そういう形もぜひ念頭に置いていただきたいというふうに考えています。

その点について、再度答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 最終的な総括をさせていただいた報告書に関しましては、年明けてからでございますけれども出させていただきます。これは、もう既にそういったお約束もさせていただいております。

中間報告ということをおっしゃられましたが、その都度、事象がこういうふうになりました、このように対応していますというのは、その都度報告はさせていただきました。この議場においても、町民の方々にある程度こういったことがあって、このようにさせていただきましたというのはやらせていただいております。

中間報告というような形を取るのがいいのかどうかというのは、その事案によるだろうと私は思っております、こういう事案は例えば町民の方々に関わっていたり、町の職員が関わっていたり、またその他京都府の職員が関わっていたりという様々な要素があり、中途半端な形で何かものを出しますと、さらにそういったところからの臆測といったものが発生して、うわさが広がり、またデマとは言いませんけれども、事実でないことが広がっていく、そういうおそれもございます。非常に我々も慎重にならなければならない。人権にも配慮し、そしてダメージをできるだけ修復できる方向へ持っていかなければならない。

名誉毀損され、また営業されている方はこれによって多大な被害も被られたわけですから、そういったものをいち早く回復させ、なおかつ住民の方々にも混乱を招かないように、きっちりとした形で皆さんにお知らせをさせていただく。そして、途中途中の段階においては、必

要なことは報告もさせていただきました。御理解もいただいているだろうというふうに認識しておりますので、そのように考えております。御理解いただきますようによろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

答弁いただきましたように、当然、町として判断をした上で、これはできない段階であるという判断はもちろんあると思うんです。時折説明と言われましたけれども、それは例えば降格をされたことであつたり、時折確かに話はありましたけれども、きちっとまとまった形で、これが報告書の今の到達の、調査の報告の段階ではっきり分かったというものの形ではなかったというふうに考えています。

特に本来もっと早く出るべきものがどうしても延びたということですがけれども、以前お聞きしたときには、ある程度まとまっている段階はあつたけれども、関係者のところでの当然これは出していいか駄目かというところの確認もあるということでも聞いたことがありました。少し前に聞いたときには、警察関係における守秘義務の部分もあるので、チェックもかけていて、もうそれが終わればできる段取りである旨お聞きをしていますけれども、内容が全く定まっていない、あれもこれも定まっていないというのであれば分かるんですけれども、要するに念頭に置いていただきたいということなわけです。

時間がかかっていますので、総括的なものは、全体的な包括的なものは、そういう形という、年明けという形でも、ちょっとあまりにも間が延びているということもありますので、何らかの対応はできなかつたでしょうか、少なくともそういうことも場合によっては念頭に置いていただきたいということで、質問させていただいています。

これについてはまだ詳細な内容、これから年明けということですから、それを見てからということになりますので、今回についてはこれぐらいで終わりたいと思うんですけれども、あくまでそういう形も取れなかつたかということをお聞きをちょっと考えていただきたいと、検討いただきたいということで質問させていただきました。さらに追及も進めていきたいと思っておりますので、今後ともぜひ年明けには報告書を出していただくように求めます。

それでは、2 つ目の新型コロナウイルス対策の問題について質問させていただきます。

16 日の初日の段階でも、予算の組み方については副町長から答弁がありましたけれども、各課から上げる形になっていて、なかなかまだ業者の方等、声を聞いてやっていくのは不十分な点があるのではないかと、そういう旨の答弁がございました。商工会とも話は進めてい

るけれども、要望が今のところ特に上がっていないということもお聞きをしているわけですが、以前も言わせていただきましたが、私が聞いた範囲でも、多少の声が出ていたということは事実としてあります。

当然、今、新型コロナウイルス感染拡大の中で、基本的には全く利用してはいけないということではありませんけれども、自粛を呼びかけていると。それは、なりわいをされている方の利用が減ることが大前提になってくると。それは、感染症を広げていかないためには接触の機会を制限していく、自粛をして少しでも減らしていくというのは、当然呼びかけられることではあると思います。ところが、それを前提にしているわけですから、当然、売上げが一定減少していくことが見込まれるわけです。当然、具体的な声を聞いた上で実際どういうことをするかは考えていくことなんですけれども、一定売上げが落ちているという、あるところからは実際聞いている声もあるとお聞きをしているわけです。ということは、ほかの業者も影響を受けているのは間違いないというふうに思います。

この件で、コロナの影響を受けまして、ある方はもうなりわいを辞めていくというふうにお聞きをしている方も実際にあります。それで、やはりしっかりと実態をつかむ工夫が要るんじゃないかと。これから協議もさらに進めていくと言われますけれども、例えばアンケートを取るという形であったり、商工会が仲介といいますか、そういう取りまとめをする役割ですから、そこを通じてということが中心になると思いますけれども、何か能動的にやはりきちっと声を聞く、状況をつかむという取組が要るんじゃないかというふうに考えます。

これは今始まったことではなくて、さきの議会でも同様に、まだなかなか声が出ていない、ないということ言われている。要望がなかったということはさきの議会でも同様のことがありましたので、具体的にどうされていくのか、その取組についてお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナ対策につきましては、個別に町内の事業者等との話合いというものは現在行っておりませんが、事業者からの経営相談などを受けていただいております商工会のほうとは、以前から情報交換、情報共有というものを行ってきたところでございます。確かにどういった内容の御相談がありましたかというようなことを商工会のほうにもお問合せをさせていただきましたが、やはり売上げが減少しているといったような御相談が多かったというふうに

は聞いております。

今の短縮営業や休業につきましては、今現時点では、京都府からは京都市内の接待を伴う飲食店並びに酒類を提供する飲食店への営業時間短縮の要請が出ているところでございます。今後、このような要請範囲というものが京都市内だけではなく、笠置町にまで拡大された場合には、当然、当該事業者への短縮営業など、話合いの場などを持たせていただくような必要があらうかと思っておりますが、現時点では経営相談等の窓口として商工会のほうにお願いしておりますので、商工会との連絡を密にしていきたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

一応、売上げは落ちているというふうに聞いてはいるということで答弁がありました。

それで、例えばなんです、なりわいをされている方の収入が、コロナの影響を受けてと思われる収入減が、もちろんそれを確定するのはなかなか難しい面があると思うんですけども、例えば過去の売上げから見て影響を受けているだろうと、これぐらい落ちたということをつかんでおられるかどうか。例えばそれをつかんでおられれば、減収補填の政策にも反映できるのではないかとこのように思うわけです。だからこそ実態をつかむというのは、営業の売上げだけの問題ではありませんけれども、1つのことではないかとこのように考えているわけです。

それから、住民の方の特に実態です。私もなかなか個々で聞いている声もありますけれども、全体を把握するのが難しいと。やっぱり役場は、役所としての仕事として進めていく場所ですから、組織もありますので、ぜひ住民の方も含めてやはり何らかの実態把握に努めて、その上で政策を組んでいく必要があるのではないかとこのように思います。

この間、新型コロナの中でやってこられた対策としては、今回の予算では5,000円、1人当たり給付をするということがありました。私の記憶ではマスクの配布であったり、また子育て世代への給付金であったり、休業補償、京都府の10万円に上乗せをするものであったり等々ありましたけれども、やはり営業補償を特にもう少ししっかり力入れていかなければいけないのではないかなというふうに考えます。やはり10万円の給付では、商売されている方、もっと桁が違うというふうに考える面もありますので、そこが弱いのではないかなと。だからこそ特に業者の減収について等、経営について等の状況把握というものは、しっかりやってほしいというふうに思っています。

特に今現在、具体的にそういう声が一切聞かれていないのか、特にこういう声があったということも言われませんし、商工会を通じての一般的に売上げが落ちているという話は今出ましたけれども、とても気になるところなので、少しもつかんでおられないのか、ある程度は実際は聞いているのか、そのあたりちょっと状況をもう一度説明いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問にきっちりお答えできるかどうか分かりませんが、基本的に町政の基本政策について、コロナ対応をどういうふうにしていくのかということについての御説明を申し上げたいと思います。

現在、第3波ということで、11月の中旬あたりから患者数が激増しております。昨日現在、感染者数、日本中で20万3,000人と、死者3,000人という状況でございます。これパーセント、人口割しますと1.6%、笠置の住民の1,250人ということで概算計算しますと、確率的には2人出ていてもおかしくないという状態です。これがおそらく最初の3週間の抑え込みということをやっておりましたが、この状況で推移していくと、おそらく年末年始にかけてピークが収束して、その次に2月の末ぐらいから3月上旬にかけて第4波ということがやってくるということが十分予想されます。

これに関連しまして、国のほうでは第3次交付金という形での対応策というものが示される。これは大綱の中でもう既に示されているわけですが、その中に例えば時短を伴う飲食業等々への支援でありますとかが含まれております。

現在、笠置町はまず予防ということで、予防中心の施策をやってきました。第3次の交付金の全体の笠置への交付金の金額というのはまだ分からないんですが、基本的に相談しておる中身については、最初の感染者が出た段階、または第4波が到来した段階での大型の財政出動をしていく必要があるんじゃないかというふうなお話をしております。その中には商工業種への配慮、それから児童・生徒等々の子供たちへの配慮、また高齢者への配慮というものを含めた上での財政出動というものを考えております。

具体的な中身については、いまだ詰まっておりますし、そのときになった段階で、緊急的に会議を開いて予算措置をしたいと。その予算措置については、また臨時議会の招集ということで、議員の皆さん方にまたお願いするという形になると思いますが、これについて具体的な方策というものは、そのときになってからしっかりと考えていくと。内容については、個人給付、事業者さんへの援助、そういうことも含めた上での総括的な政策になると思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

少し質問内容と答弁内容が違うと思うんですけども、要するに実態をまずつかんでいないと、政策がかみ合わないのではないかという意味があると思うんです。もちろん子供に対しての問題や商工に対してのことをやっていくということでしたけれども、例えばAという業者さんはこういうことを言っていると。もしくはあまり要望がなかったと。Bという業者についてはこういうことが出ているというふうにつかんでいかないと、特に笠置町の町内業者というのは、そこまで膨大な数ではないと思うんです。だからこそその具体的なものをつかんだ上で、やはりこれは必要ではないかという。そこで必要であるかないかはもちろん判断があるんですけども、こういうことがいいんじゃないかということが出ると思うんです。

そこで実態が、あまり要望が出ていないという声も前の議会も含めてありましたし、実際、町長としても個別で、個人としての話で聞き及んでいる範囲でも何もないのでしょうかということも含めて、大変気になる場所であったので、どうなのかということをもっと聞きたかったわけです、趣旨としては。

その上で、第4波という話がちょっと出ましたけれども、備えていきたいという話も出ました。ところが、今回の給付金の趣旨というのは、既にもう影響を受けていると、新型コロナの中で影響を受けていると。もちろん今後の対策も、予防の観点の対策も含んでくると思いますけれども、そういうためにあると思うんです。もし今後また一旦下がって、また大きな波が来たということがあれば、それはまた国のほうで本来予算措置をして、対策をすべきなんじゃないかと。

つまり、今の段階で来たお金をもしかしたらもう少し先に何かあるかもしれないから取っておくという、自治体の自主判断でやることではないと本来は思うんです。本来は、それはもし本当にそういう状況があると、もしくは予測されるのであれば、さらに追加で国が給付をすべきことであって、今来ているお金というのは、やはり現在、そして当然一定、予防的な観点の対策もあってもいいと思いますけれども、これから来るから備えるというより、現在の事態をどうしていくかということに、対応していくべきじゃないかというふうに考えているわけです。

そのあたり少し認識は違うのかもしれませんが、まず1点目のやっぱり実態をつかんでおられるのかどうか。不十分であれば、どういう取組を具体的に進めようとされているのか。一般的に連携するという話ではなくて、どう考えておられるのかなと。もう少し商工会と中

身を詰めていくという話を考えておられるのか、もう少し具体的なことをお聞きしたいということ。この点について、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問です。

商工会等々の町内の各種の事業者さんとのお話しについてですが、幾つかの業者から大変なことになっているという話は、これまでも耳にはしております。ただ、その事業規模に応じた補填をしろというようなことは、公平性の観点からそれは無理なお話であって、例えば売上げが300万円減りましたと。利益が100万円減っていますと言われたところで、100万円の補填ができるわけではございません。それぞれの事業者の業態に応じた援助というよりも、定額の給付というのが原則でございますから、それは致し方がないことかなというふうには思います。

商工会さんにつきましては、個別に私が訪問いたしましてお話をしました。その中で、商工会の要望として、商工観光行政をどうしていくのかということと、それから防災についてどういうふうを考えているのかという御質問がございましたので、それについてはこういうふう考えておりますよというふうにお話をさせていただいております。

あと、年末にかけて、観光笠置さんのほうとは再度お話をさせてもらうということで、お話はできております。年末までにはそこですが、年明けには一度また商工会のほうとお話をさせていただかないといけないかなというふうに感じておりますので、これはまた日程調整をした上で現状把握に努めたいというふう考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

これ先ほどから繰り返していますけれども、9月の議会においても、これからさらに議会が終わってからすぐ話をするというので、既に3か月ほどたっている状況ということなんです。その上で、先ほど言われたように第4波ということでまた備えて、商工関係もしていくということで、全く考えていないわけではない旨だと思っております。

そして、先ほど定額給付が基本で、だから落ちた割合については、補償するというのとはできないだろうということでしたけれども、全くそういうことが除外されているというわけでもないと思っております。やるにしても、何かの補助なり手当するにしても、やっぱり実態をつかむことが必要だけれども、さきの9月議会のときもそうでしたし、16日の初日の副町長の答弁でも、予算の組み方がそういう各課から出たものを取りまとめている、まだまだ十

分に声を聞いて反映させてきていないのではないかという、そういう旨もあったので、やはり具体的にもう少し、例えばですよ、例えばですが、商工会にはもう少し深く、これまで以上に実態把握を含めて協議が進めるようにしたりとか、そういうこともないので、ちょっと一般論で終わっていますので、前回もそのような形で今の状況になっていますから、どうなのかなというふうに思うわけです。

先ほど幾つかの業者から売上げが落ちて大変だということですが、もちろん売上げについては、情報を出すか出さないかは業者の意向もありますから、具体的につかめるかどうかというのは聞いてみない限りは分からないんですが、やはりそこまで具体的な状況を聞かないと、なかなか政策に反映しにくいですし、その実態も正確につかめないのではないかというふうに思うんです。

ずっと9月議会のときから、私ももう少し進むかなというふうに思っていたんですが、あまり何か実態的には進んでいないような答弁が繰り返されているので、ちょっともう少し突っ込んでといいますか、進んでといいますか、ところをちょっとお聞かせいただきたいんです。本当にきちっと取り組む信念といいますか、覚悟といいますか、そこら辺が少し弱いなというふうに感じますので、もう一度そこについてはしっかり答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

さきの議会で、私のほうからも各課のほうから上げてもらうということで、まだ不十分ではないかと。そして、町のそういう事業者の実態を聞く必要もあるというようなことも答弁させていただきました。その関連で、私のほうから御説明させていただきたいと思っております。

もちろん商工会の事務局、役員の方々とは密接にお話をさせていただいております。ただ、商工会のほうも個々の事業者、特にお客様が来られて商売をなさっておられる飲食関係でありますとか、旅行関係、観光関係の方々の声をしっかりと聞いているかということ、まだそこは進行途中であるということで、十分なことはできてはおりません。

ただ、それを待つということではなく、先般、ちょうど紅葉のライトアップをさせていただいたときに、チラシをたくさんつくらせていただきました。当然、町だけでやったことではないわけですが、そのときにちょうど11月中、大変コロナといったもので店の売上げも厳しい、そして売上げだけでなく、やはり感染といったことに対してのリスクと

ますか、危機感も持っているといったようなお話を飲食の関係のお店のほうから直接聞かせていただきました。

その中で、とりあえず個店の売上げをその間どのように伸ばしていくのかということを知恵を出させていただきまして、紅葉のライトアップのチラシの裏側に飲食店のマップを掲載させていただき、そこを御利用いただいた旅行者の方、町外の方々等には笠置町のほうから何がしかのプレゼントを差し上げるということで、レトロ絵はがきを差し上げるというようなことを11月末までさせていただきました。

例えばこういった寄附金によらないいろいろな知恵も出していくことによって、業績の回復でありますとかダメージを緩和できるんじゃないかということで、結果といたしまして、そのチラシ500枚をまかせていただいた中で、約200名の方が飲食店を御利用いただいたという。大変これはチラシを配布した割合としては大きな結果が出たということで、個々の飲食店のほうからも、それはよかったというようなお話も聞かせていただきました。

その取組が今後コロナの中でどう生きるかに関しては、もっと商工会あるいは個々のお店と協議しながら、それだけでよいのか、感染防止のために何らかの対策が必要ではないかというようなことを含めたトータルで、給付金だけに頼る、そういうような行政ではなく、コロナの感染防止、そして地域の活性化という両面をにらみながら、施策を打っていく必要があるだろうと考えております。

そういった点での話合いといったものは今進行中であるということと、個々のお店からお聞きした内容に応じて、11月いっぱいまでの話でございますけれども、対策的なこととしてやらせていただいたことが一定の効果があった。これが次の年明けてから、例えば桜の季節にどう展開できるかについては、関係者と十分に話をしながら売上げが上がる、そして感染防止につながる、そういった取組をトータルで考えていきたい、そのように思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

答弁が質問に対して対応していないと思うんです。私は、要するに実態把握が進んでいないんじゃないかと。だからもう少し進んで、覚悟であったり臨む態度についての表明をいただきたいということだったんです。

商工会のその状況を待つのではなくと言った後の答弁が、要するに給付金だけではない様々な工夫によって売上げを上げることであったり、取組をすることもあるという、その施

策の方向性の話やったと思うんです。そうじゃなくて、私が聞いているのは実態把握がまず弱いのではないかということで、まずきちっとしないといけないんじゃないかと言っているわけです。

ちょっと質問時間のこともありますから、このことばかりでということはあるんですけども、これまずやっぱり実態をきちっと分からないと、どうしても先ほど言った対応も、一応声を聞いて、一応話があって、紅葉のときに乗せようということですから、声を聞いた上でという意味では関連しているのかもしれませんが、もう少し全体の実態把握ということはどうするのかということについての答弁をいただきたいと思ったんです。

ちょっと質問時間の関係がありますので、すみません、ちょっと次のことも含めて続けて質問させていただきたいんですが、あと2つほどこの問題については残っています。

1つは社会的検査と言われてはいますが、役場であったり福祉現場であったり、社会的な機能を担っている場所、特に感染が濃厚とは限らないけれども、安心・安全に業務をしていただいたり、実際どういう状況になるのか把握するために行う検査というものがあります。これは単純に感染、治療目的とした検査ということではないという意味で、社会的検査という表現になっていますけれども、これについては当然1度したきりでは、その時点で陰性であっても後にかかる可能性もあるということで、これだけが全ての対策としても大丈夫であるというふうにはならないと思うんですけれども、一方である大学とかで実施した結果、一定、無症状の中でだったけれども、分かった例があるわけです。

ということは、そこから広げていくことは少なくとも防げたという効果はあったんじゃないかと。それから、実際にもし陽性があったら、今現在の自粛の呼びかけが弱い可能性もあると。もう少し行動変容をしないといけない可能性があるんじゃないかということの問題点も、洗い出される可能性もあるというふうに思うんです。

なので、そういう意義もあるので、今後、本来は国がちゃんと補償して、一定期間、役場の職員であったり、もちろん検査を受けるかどうかは人権の問題もありますから、そのことも配慮は要るんですけれども、一定、国が補償した上で、一定期間の間に繰り返し行えるようにしていくとかいうことも大事なんですけれども、今現在どういう状況なのか、本当に陽性の方はおられないんだろうかという不安も、そういうふうに今のままでは不安もあるんじゃないかと思うんです。そういう中で、社会的検査も進めていくという視点が要るんじゃないかというふうに考えています。

その点をお聞きしたいということと、もう一つは、発熱があって疑いがある場合には、現

在は保健所に相談ということが最初でしたが、かかりつけ医も含めて相談をいただいた、まず御連絡いただくということでなっていますけれども、その際、移動手段についてどのようになっているのか。例えば町内で受けられるということであれば、特にまだ循環バスも一応ありますし、一定、移動手段があるのかなというふうに思うんですが、町外で受けざるを得ないという状況が発生したときには、やはり公共交通機関を使うわけにいかないというところで、自家用車、持っている方もありますけれども、自家用車としても発熱をしている中で運転していいのかという場合も起こりますし、そういう状況に対してはどのようなふうになっているのか、そのあたりの状況をお聞きしたいと。

ちょっといろいろ詰め込んで申し訳ないんですが、要するに業者の実態把握と社会的検査という問題についてと、発熱の際の移動手段についての3つについて質問をさせていただきます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、社会的検査の件についてお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃったように、検査を積極的に進めたとしても、やっぱりその時点での感染の有無ということが確認はできます。ただ、おっしゃるように、その後も陰性であることを保証するものではないということもありますので、効果は限定的であるというふうに私ども考えておりました、現在は考えておりません。

ただ、また積極的にそういった検査を進めるよりも、役場内における感染防止策を徹底していくほうが、より安心につながるというふうに考えているところでございます。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。向出議員の御質問の中で、移動手段の関係でございませぬ。

現在、議員もおっしゃっておられましたように、発熱等がある場合につきましては、まずかかりつけ医のお医者さんか相談センターに相談していただいて、受診していただくという流れになっております。現状では移動手段がないから受診できないというような声は聞いておりませぬので、町で何か特別な配慮をしているかという、特に何も行っていないという状況でございませぬ。基本的には、受診される場合は御家族ですとか御親族の方に御協力いただいて、受診していただくということでお願いできたらと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。向出議員の町内の業者の実態把握の部分につきましてお答えをさせていただきます。

町内業者の方の経営状況などにつきましては、向出議員もおっしゃっていただいていたとおり、個別にその実態を把握するというのは非常に難しいところでございますが、笠置町のほうへもコロナの関係で御相談、数件入っております。これは融資のほうを取り扱っております金融機関さんのほうからではございますが、何件かそういうふうなお問合せもございました。その中で、中小企業信用保険法に基づきます融資制度、これを利用していただくに当たりましては、町長による収入の減少認定というものがなくなってまいります。

今現在、コロナの関係でこの認定申請がございましたのが、11件ございます。その資料によりまして、一定、直近1か月並びにそれを含む今後3か月の減収見込みという、あくまで大雑把な数字ではございますが、一定どの程度の減収となっているかという部分につきましては、把握をさせていただいているところでございます。

今、こういった御相談をいただいた業者様につきましては、こちらのほうの融資制度を御活用していただいているといった状況でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の御質問に対して補足をさせていただきます。

おそらく質問の御趣旨は、町内の事業者の実態をしっかり把握できているのか、それをするつもりがあるのか、そしてそれに応じた適切な対応——予算措置等を含めた——をする覚悟があるのかということをお聞きになっておられたというふうに理解しております。

現在、町内の事業者全体に対してのしっかりした実態調査はできておりません。進行中と申し上げましたが、商工会と相談しながら、やはりどういうふうに調査するのが一番よいのか、これは商工会も含め私どもも一緒に知恵を出して、町内事業者の実態については把握をさせていただきたい、そのつもりでおります。

そして、そういったものをベースにさせていただきながら、いろいろと今課長からも答弁があったように、それだけでないいろいろな指標といったようなものも私どものほうに入りますし、また我々もそういったものを気をつけて、町内の状況を見ながら把握し、総合的にそういったものに対応できる施策といったものをしっかりと打たせていただきたいと、そういう覚悟でいるというのは、もうオール笠置町役場全体の意思として、明確にさせていただきたいと思っております。何もしないということじゃなく、それはしっかりとさせてい

ただきたいということで御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

実態把握については、本当に進めていっていただきたいというふうに思います。

それで、社会的検査についてですけれども、これはやはり健康に関わりますし、場合によっては命に関わることもある問題だと思うんです。実際に調査をされた結果、判明している。そして、それから広がりを防ぐという効果はあると思うんです。それは全くないとは言っていないけれども、限定的であるということで一切否定してしまうということよりは、一度でもやってみてどういう状況にあるのかと。

先ほど言ったように、今現在の自粛の職員とか、それぞれの施設の行動状態って本当に陽性の方がいないのか、もしあったとしたら行動の見直しも検討課題となってくると思うんです。そういう意味も含めて、どうかというふうにお聞きをしているわけです。本来ならそういう限定的というのは、要するに自治体として、この笠置町としての財政の話からいったら、1 回だけしてもということだと思うんですが、今後、国のほうの予算の要望も含めて、続けていくことも前提としながら、どうなのかというふうにお聞きをしています。

それから、移動手段の話についてなんですが、私が聞いているのは、発熱をして相談した結果、検査来てくださいとなったときの移動、相談自体は電話でまずしますので、それはできると思うんです。その後、来てくださいということで、例えば町外に行かざるを得ないと、指示されたという場合に、移動手段があったり、家族の方が例えば近くにおられて移動できる、すぐに移動手段が確保できる場合はいいんですけれども、そうじゃない場合はどうなっていくのかと。

特にタクシー、このあたりは呼べない。基本的には来てくれないと思うんです。私も一度聞いてみたことはありますが、笠置のほうは対応していませんということで、タクシー会社からお聞きをしたこともありまして、そういう場合のどうしようもなくなってしまった場合の対応というのは一体どうなっているのかなと。そこは一応、考えておかななくてはいけないんじゃないかなと。これまでは特に問題なかったとしても、もしそういう事があった場合には、対応が要るんじゃないかと思うんです。なので、その点については再度答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます

す。

相談センターなりに相談まずしていただいた段階で、移動手段のことも含めた中で、おそらく近い医療機関で検査できるところを紹介していただけるのかなということで、理解しておるところでございます。そういった細かい状況も含めた中で、まずは相談なりをしていただいて、それでも移動手段がないといった場合につきましては、細かな状況を聞かせていただいた中で、検査前ですけれども感染のリスクもやっぱりありますので、慎重な対応が必要になってくると思います。そういったところも含めた中で、ケースごとに保健所と相談、連携しながら、こういった対応ができるのかというところで検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

質問時間があまりありませんので、端的にしたいと思います。

社会的検査については答弁がなぜかされませんでした。それをもう一度求めたいということと、3つ目の有害鳥獣の問題について聞きたいことがあります。

これまで猟友会の方の努力もあって、鹿、イノシシについては10頭以上捕るという実績もいただいています。ところが、被害の状況は横ばいぐらいで、そう大きく減っているわけじゃないということも報告をされました。全国的にも被害自体は増えているという傾向が、数字的には見えたりもしています。それで、総合的な取組が要るんじゃないかというふうに思います。

特に有害鳥獣が畑よりも自然で餌を取るほうが確実で、安全であると思わせる。そのためには、まず畑の防除柵、畑では餌が取れないんだということが必要になってきます。そして、追い払いも含めて、人里は怖いところなんだということも大事かと思えます。それとともに、いわゆる放任果樹というふうに言われていますけれども、柿であったりユズであったり、様々落下したものがそのまま放置されると、それがまた餌場になってくるという問題もあります。こういうところも取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っています。

それから、おりの設置等が十分にされていない、正しくされていない場合もあるんじゃないかと。お一人の事例で、実際、下からイノシシが入った事例もお聞きをしました。そこで、正しいおりの設置の仕方のレクチャーであるとか、そういう総合的に取り組む必要があるんじゃないかと。こうした点については、どのように取り組んでいかれるのか。今、現状の認識や把握されている点と取組についてお聞きをいたします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

私からは、有害鳥獣対策についての御質問に対してお答えしたいと思います。

初めに、総合的な対策が必要ではないか、町の認識はどうかということでございます。

鳥獣の捕獲にも当然、限界がございます。おっしゃるとおり、捕獲だけでは根本的な解決にはならないというふうに思います。そういった中で、不要な果実の除去や追い払いの実施、金網柵などによる防除と併せて、猟友会による捕獲活動等、今できることを住民さんの皆様にも呼びかけ、町として取り組んでいるところでございます。

次に、畑の作物より自然で得るほうが安全ではないかという認識をつくり出すことが必要ではないかという御質問でございます。

鳥獣に里の畑は怖いところであるという認識を与えれば、里へは下りてこなくなる。追い払いの徹底や防除柵によって、里の畑は餌を得るには困難なところとすることが効果的であると言われております。その状況をつくり出すことは非常に難しいことで、1つは動物が里に下りてくる理由としては、近年、山が荒れ、動物の餌となる木の実や植物がなくなっていることがその要因の一つであると言われております。また、現状では里の畑は量も豊富で栄養価も高く、質もよい餌場という認識をされているため、里の畑に下りてきていると言われております。そういった点から、動物を昔のように山に帰していこうとすると、やはり大きな取組が必要になってくるのではないかというふうに思います。

次に、防護柵が正しく設置されていないのではないかというような、そこで点検やら啓発やらが必要ではないかという御質問でございます。

笠置町で国の補助金を利用して防除柵が設置された場合は、担当課で完了検査をさせていただいております。京都府の担当者が現地調査を行います。その時点で、気のついたところについてはお伝えしております。資材の納品業者からも設置についてのアドバイスがありましたら、併せてお伝えしております。しかし、農地のことや農作物の被害については、農家の方が一番御存じであります。笠置町では水田が圃場整備もされておられませんし、棚田であったり、小さく細長いといった形状の水田が非常に多くあります。広域的に防除、囲っていこうとするならば、その場その場の臨機応変の設置が必要になってきます。笠置町でいうと、正しくない設置というのは少し違うのではないかというふうに思います。

しかしながら、年数がたてば劣化もしますし、接地面がやせてきて、その隙間から入られるケースが多々見受けられます。そういった点が、最も注意が必要であると考えます。農家

は毎年、作付前にはそういったところを点検、補強して、水稻作付等を迎えておられます。何らか相談があれば、可能な範囲で相談に乗らせていただきたいと思います。

最後に、放任果樹の取組でございます。

収穫されない果実や落ちた果実、また生ごみなどの放置を含めまして、猿などの餌場となることがありますので、伐採並びに放置をしないよう、毎年、回覧等をお願いしているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 先ほどの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。申し訳ございません。

社会的検査の関係ですけれども、また繰り返しになるんですけれども、やはり検査についてはその時点での陰性を確認だけであるため、その後も陰性であるという保証もないということから、やっぱり効果は限定的であるというふうに考えておりますので、現時点では積極的に進めるというようなことは考えてはおりません。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

有害鳥獣対策については、やはり質問させていただいたように、総合的取組をさらに強化していただくとともに、ここでは特に強調はしていませんでしたが、やっぱり防除柵の設置をきちっとしていくというのが、直接的には一番有害鳥獣にとっては作物が取りたくても取れないと、人里に下りてくる理由が減る一番の大きな直接的な対応だというふうに考えています。これまでは、なかなか3戸以上という条件で補助が下りるということはありましたけれども、個別にはなかったというところで、これもぜひ取組を進めてもらいたいと思います。

この点と、最後、時間もう終わりますが、4つ目の大きな問題として、移住・定住向けの借家住宅の整備について、2つだけ質問させていただきます。

これまで町の取組は、空き家バンク登録制度、ポストインをして連絡を待つということで、そういう対応をしてきたということがあります。個々の住宅の掘り起こしが必要ではないかというふうに思います。全国的に総務省の取りまとめでも、不動産屋さんにもそうした空き家の所有者の方に貸していただける家の掘り起こしを委託するということが行われています。

そのことをお願いしたいと思います。それと、借上げ住宅の実施もお願いいたします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、空き家バンクへの登録が可能な家屋の掘り起こしでございますが、不動産業者など専門業者への委託というようにお話でございましたが、今現在、地域おこし協力隊員さんにより掘り起こし活動をさせていただいております。まだまだちょっと調査途中ではございますが、この調査に基づくデータベース的なものを基本的には活用していきたいというふうに考えております。

あと、2点目の借上げ住宅でございますが、確かに借上げ住宅というものにつきましては、移住希望者が直ちに入居できる体制を確保できるといった意味から、有効な手段であるとは思われますが、借上げの際にはやはりその段階で一定の改修等必要になってくる、整備が必要になってくる可能性がございます。また、入居者がなかったような場合でも、その所有者に対します借上げ料でありますとか、管理のための費用等発生するといったことから、現時点では導入の検討というものは行っておりませんが、この件につきましては、今後につきましてもやはりそういった費用が発生するというのもございますので、慎重に検討する必要があるものというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） これで向出健議員の一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時54分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

2番、松本俊清議員の発言を許します。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

質問について、笠置町民の声をいろいろと聞くところによりますと、今一番大きな課題は、少子高齢化と過疎化についての声が非常に多く聞きます。

そこで、笠置町の状況はいこいの館が閉まったまま、そして河川敷のキャンプ場が閉まっています。こういう状況の中、コロナの影響でやむを得ないとキャンプ場は思いますが、そこで、笠置町の町民として、産業の振興と活性化対策を早急に打ち出さなければならぬと言われます。そこで、地方創生事業の中で特産品の開発の補助事業があった。それを国に返還された。そのような事業については、地域おこし協力隊、雇用創造協議会等の組織がありながら、なぜ前向きな検討がなかったのか。併せて補助事業の不正受給で補助金の返還があるなど、行政に対する不信感が非常に強いと言わざるを得ません。今回、私はいこいの館の裁判について質問します。

これに対しては、金銭的な問題で大きいと判断し、質問する。

弁護士の話、どうなっているのか。裁判に関しては、議会も同意した一件である。今までの経過、説明をする義務があるのではないか。それゆえ、今までの報告をお願いします。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いこいの館の指定管理者に係ります指定管理料の返還、水道代の支払いに関する訴訟の経過と現状でございますが、次のようになっておりますので御報告させていただきます。

令和2年10月19日、京都地裁へフェイスに対し指定管理料700万円の返還、水道代120万4,252円の支払いを民事訴訟として提起をさせていただきました。令和2年11月25日、相手側から答弁書の提出があり、内容は原告——当方ですけれども——の請求を棄却するというものであり、全面的に争う内容でございました。令和2年11月28日に、京都地裁で第1回の審理がございました。現在はここまで進んでおります。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

今一応、報告は願ったんですが、そこでお聞きします。

この経過報告、担当者は副町長がやられているんですか。どうなんですか。

そして、今まで話を聞きますと、弁護士とどのような回数でどのようにされているんですか。そして、今言われました金額は弁護士も御存じなんですか。それゆえ、裁判にかけられたんですか。そういう点、もう少し詳しく説明してください。町長からお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員さんの御質問にお答えいたします。

私のほうからは、担当の町の弁護士さんとは一度お会いして、請求の内容、これは指定管理料のことと水道代の未納分についてですが、これについて提訴をいたしたいということでお話をさせていただきました。その後の裁判の事務処理につきましては、基本的には商工観光の管轄でございます。副町長が総括していただいているということで、実際的に私、弁護士さんと何回お会いしたかという具体的な回数の報告は受けておりませんが、そのたびにこういう話ですという説明だけは受けております。

したがって、相手方の反訴が出ているかどうかということも含めまして、まだ第1回の公判だけですんで、笠置町側からの請求内容の説明を資料をつけて出したというふうにと

どまっています。この後どうなるかということですが、年数はどれほどかということですが、これは民事訴訟ですんで、どのようになるかまだ未定でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の説明、前回、この件について私は質問しました。その回答、町長、御存じですか。町長がされた回答は御存じですか。その基で、今その回答をされたということですか。ちょっとおかしいじゃないですか。もう少し詳しく、前回は何て言われたんですか。国土交通省、京都府、そこでいろいろ審議して求めると言われているでしょう。その結果はどうだったんですか。もう少し詳しく話ししてくださいよ。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員さんの御質問の内容ですが、これはいこいの館の運営に関する問題ですね。裁判と国交省、関係ございません。国交省でありますとか京都府でありますとかいうのは、いこいの館の今後の運営に関して御相談申し上げましたという経過報告やったと思います。そのことについて、これからどうしていくねんという御質問がございましたら、また改めて回答させていただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 今、それで結構なんですけど、ではお聞きします。

一応、令和元年の11月7日に、なにわ橋法律事務所から補償の問題で来ていますね、賠償。裁判にかけるときは、これも入っているんですか。どうなんですか。その金額は幾らですか。町長、御存じですか。どうぞ。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） この件についての詳細は、副町長のほうから説明させていただきます。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

訴訟に入る前に、文書のやりとりというものがございました。その中で私どものほうは、相手方に700万円返還してください、水道代お支払くださいという請求をさせていただいておりました。そして、そのお答えといたしまして、向こうのほうからは損害賠償させていただきますよということで、4,000万円強といいますか、4,100万円余りの金額が提示されてきておりますが、実際の裁判におきましては、現在のところ先方から損害賠償請求に対する提訴はございません。以上のような状況でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、向こうから裁判はもう来ていないということですか。

そうすると、今、金額4,000万円、これは金額でいうと3,954万円ですね、これ。金額については。約で言われたから、それで結構なんですけれども。そうすると、この裁判は民事になると思うんですよ。そのときの答弁では、日数もかかる、解決するまで。しかし、そういう問題について弁護士料がかかるんですよね。大体、幾らぐらいかかるんですか。そして、刑訴はいつまでかかるんですか。そういう点どうですか。これは民事ですよ。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大変、裁判の進捗に御心配をいただきましてありがとうございます。

先ほど先方から損害賠償請求、まだ出てきておりませんということを申し上げました。実際のところ、まだ訴状というものは出されておりましたが、先方の弁護士から聞いた話によりますと、損害賠償請求させていただきますということは聞いております。金額は先ほどおっしゃったように、約4,000万円ということでございます。

時間がどれぐらいかかるかに関しましては、これは何とも申し上げられません。裁判所のほうでも審議を急ぎ、早く結論を出すということで、作業を早く進めていただいているというような現状でございますけれども、仮に損害賠償請求が向こうから出てきた場合には、当方から訴えております700万円と水道代120万円と向こう側の損害賠償請求を一括審理するという方針が、既に裁判所のほうから双方の弁護士に伝えられているということを聞いております。その一括審理がどう進められるかに関しまして、私どもは詳しいことは分かりませんが、期間的に1年になるのか2年になるのか、それ以上になるのかは全く今のところ分かりませんが、早く我々は結審といえますか、結論を出していただくように周到な準備をさせていただきたいと考えております。

そして、弁護士費用に関しましては、これは京都の弁護士会におきまして、報酬規定が設けられております。それに基づきまして、まず着手金38万5,000円、そして印紙代4万4,000円をお支払いさせていただきました。これは弁護士会が決めております報酬規定に基づきまして、算出した金額でございます。今後、それがどのように費用がかかるのかに関しましては、いわゆる訴訟を起こした金額によるわけでございますけれども、成功報酬であったり負けた場合どうなるのかによりますけれども、これも弁護士会が定めておりま

す報酬規定に基づきまして、お支払いをさせていただくことになろうかと思っておりますが、その金額に関しましては、今のところまだ明確にこの程度かかるであろうというような金額は出てきておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の話ですと、経費は弁護士費用かかると。それは結構なんですけど、それで笠置町においては非常に大きな負担になると思うんです。違うんですか。それで、和解という方法もあるんじゃないか。こういうことについて、弁護士と相談されたことがあるんですか。どうなんですか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

和解といったことに関しましてでございますが、裁判開始する前に調停をかけて、それでどうでしょうかというお話もさせていただきました。当然、裁判所のほうで調停案を出されて、双方それに分かりましたというような結論が出るのかどうかということだったんですが、残念ながらその案に関しましては、向こう側も我々のほうもなかなか厳しいということで、訴訟に持ち込んだということでございます。

ただ、裁判の経過の中で、裁判所が途中で双方に対して、和解してはどうかというようなことを示されることはあろうかと思えます。それを案として出てきた場合に、また議会にもお諮りしなければなりませんけど、それがのめるものかどうかというようなところは、現在、何とも申し上げられないという状況でございます。和解というのは、今後もあり得る話だと。ただ、それがのめるのかどうかというのは、その内容によるというところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

私は今、弁護士と相談されたことがあるかどうかと聞いたんですよ。あるんですか、ないんですかと、私は、それだけの返答なんですよ。違うんですか。

町長に、こういうことはトップですからお聞きしたいと思えますよ。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員さんの御質問です。

和解についてのお話というのは、弁護士さんとはいたしておりますが、双方の言い分があ

まりにも違い過ぎるんで、和解は無理やろうという判断でございました。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

和解は難しいという答弁ですね。

そしたら、この件について、町長は弁護士と相談して勝つ見込みがあるんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

勝てるかどうかという御質問ですが、基本的に当方の主張はほぼ認められるんじゃないかなというふうに考えておりますが、仮にフェイス側から反訴が提起されて、損害賠償を求められたときに、その損害賠償の中身というものがどういう法的な理論構成でされるのか、現在まだ訴状も何も出ておりませんので、判断いたしかねる状況でございます。ある程度の覚悟はしておいてくださいということで、弁護士さんのほうには言われておりますが、それがどのような内容になるのかは、結局は最終的な判決に至る、または途中で調停やらあっせんやらということが出てくるんでしょうが、その段階になってみないと分からないという状況でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、私はこの問題について、弁護士、相談して、勝てるという見込みがあるのかと聞いたんですよ。違うんですか。そして、今、話しされたように、相手からの賠償金の問題に対しても勝てると言えるんですか。その点どうなんですか。弁護士とどのように相談され、笠置町の代表としてどういう具合にやろうとしているんか。そういう点、裁判についてももう少し詳しく説明してください。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

弁護士に全て相談させていただきながら進めております。そして、私どもはこの訴訟に關しまして、弁護士を代理人として訴訟させていただいておりますので、弁護士を通した話以外、一切しておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

答弁については、弁護士を通してということになるんですが、やはり議会にもまたそうい

う場において、詳しく個々報告するようにお願いしたいと思います。

ただ、このいこいの館について、今後、運営についてどのようになるのか解決したとき、だから町としてはいつから要するにそういう運営にタッチしていくのか、そういう点についてお聞きしたい。ただ漠然と止まり、裁判長引くというだけでは、非常に笠置町にとっては大きな資産ですから、それ相応に町としても対応をお願いしたいと思います。

だからそこでお聞きしますが、今度、裁判が終わったとき、いこいの館は今までと同様か、または変更されるのか、一応、聞かせてもらいたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問ですが、現在、いこいの館の保全について、フェイススのほうからは何ら申立てがございません。したがって、証拠保全ということは考えなくてよいわけでありまして、この後、いこいの館の運営をどのようにしていくのか、どういうふうに考えていくのかということにつきましては、議会の運営対策特別委員会のほうに一応御報告をさせていただいた上で、町の基本的な考え方というものを御説明させていただきたいと思います。その後で、そこでの議論を基に、例えば住民のアンケートを取るなり何らかの方法でもって、今後どのように対応していったらよいのかという具体的な方針をそこで出していくというのが筋道じゃないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

今の答弁ですけれども、前回のときの答弁は、国土交通省、京都府、そこで審議しているということを言われていますね。違うんですか。そして、あと一定の考え方を持っているという町長の発言でしたね。だから国土交通省、または府と協議されて、一応パターンはマスタープランを作成してと言われましたね。それから裁判に入って、いこいの館対策委員会で報告すると。いつされるんですか。それは、言われたら言われたようにしっかりとやってもらわないことには困るんですよ。笠置町のメンツに関わりますからね。その点どうなんですか。どういうマスタープランを作成されたんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 松本議員さんの御質問です。

ちょっと私の回答、ニュアンスが違うのかなと思うんですが、京都府や国交省との協議があつて、活用についての御相談をさせていただいたと。それと、国交省の絡みのほうは、河

川のオープン化についてのお話でございます。その河川のオープン化といこいの館の再生計画について、御相談をトータルとしてさせていただいたということでございます。

あくまでもいこいの館をどのようにしていくのかというのは、町の裁量で決めていく問題でございます。人的問題がございまして、マンパワーの問題がありましたんで、8月に1人担当職員、異動させまして、いこいの館の問題についてマスタープラン等々の精査をしてくださいということで、現在、資料をつくっております。

特別委員会の場で説明させてほしいということは、既に議長のほうに申入れをさせていただいておって、1月にご説明をさせていただいた上で、基本的な方針についての考え方というのをお話しさせていただいた上で、御審議いただきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） いろいろ町長に質問していますけれども、しかし、そういう話のときにそういう説明じゃなかったでしょう。前回の発表されている議事録を読まれましたか。それには、今、町長言われたような答弁なんですか。もう少し筋のある答弁を今後はお願いしたいと思います。

それと同時に、弁護士と相談して、できるだけ早く方針を決めてもらって対応してもらいたい。言われることは分かりますよ。いこいの館対策委員会、1月にしますって。裁判を始めてやったときからもう何か月たっているんですか。やはりそういうようなプランを組んで、対応してもらうような方向がいいんじゃないかと思えますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、コロナ対策、先ほど向出議員が言われましたんで、そう大したことはないんですが、ただ、今までと事情が変わってきましたね。京都府では3か所が感染者ゼロだったんです。3日ほど前から宇治田原町が2名感染されて、和束町、笠置町、2か所だけなんですよ。そういうことに対して、笠置町独自としてどういう体制を取られ、どういふように町民にPRされていこうとするのか。緊急感と危機感について、町長から報告願ひます。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 松本議員さんの御質問にお答えいたします。

どのように対応していくのかということでございますが、コロナ対応というのは基本的には2点あると思ひます。1点は、感染者が出た場合及び感染予防の問題が1点目です。2点目は、コロナの拡大に伴う経済の低迷ということの対応という、この2点になってくるかと

思います。

基本的に最初の1点目、予防と感染者が出た場合の対応についてということについては、町が基本的には感染予防のための広報、周知の徹底ということで、これまで努めてきたところでございます。

2点目の事業者に対する援助、補助というのは、基本的には国や京都府の制度、また町の上積み制度によってこれまで対応してきたところですが、さすがにもしも仮に第4波の到来があったり、町内での感染者が出たりというときには、かなりの規模の財政出動をしないと対応し切れないだろうというふうに考えております。具体的に何ができるのかというのは、現在、協議をしておるところでございますが、具体的にはまだ決まっておられませんけれども、事業者への対応ということも含めた方針を近々に詰めていかなければいけないというふうには考えております。

そういうことで、一応、御質問よろしいでしょうかね。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の答弁、私は近親の町で発生したと。だから笠置町としては、独自でどういう方法やられるのかと。今は全然案はないんですか。そういうことを聞いているんですよ。その点どうなんですか。今までどおりですか。マスク、手洗い、3密だけですか。

しかし、その方法、宇治田原町はやったと思うんですよ、国とか府の方針で。しかし、それでも感染が出たんですよ。だからどうするんやと、町としてどうするんやということを知っているんですよ。ただ町内の放送で、3密とかマスク、手洗い、それでいいのかどうか。そういうことに対して、町としての緊急対策、特に町職員の方は在住の方が少ないですよ。来てもらっているのが。職員ですよ。そうなってくると、そういう彼らの対応とか、そういういろいろな面についてどのように考えられているか。

よそから来ているから感染がなったというわけじゃないですよ。そういう行政とかそういうことについて、笠置町としてどういう具合に指導されているかということを知っているんですよ。ただ、事業者とかそういうのは、向出議員に報告されているから聞いていますよ。予防の方法ですよ。それをどうかと。果たして笠置町にそれだけの切羽詰まった気持ちがあるのかないのか。どうですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

ここ、議員おっしゃったように、宇治田原町であつたりとか、近隣でも感染者が増えてきております。今回、新型コロナウイルス感染症については、誰もがかかり得る感染症でございますので、やっぱり幾ら気をつけても過ぎないということはないのかなというふうに考えております。

住民に対しての対策であつたりとかについては、町長も言いましたように、今現在でしたら、毎週金曜日には感染の状況であつたりとかを笠置テレビであつたりとか防災無線で放送させていただいています。近々では、最近の京都府の感染状況を鑑み、京都府が特措法に基づいた感染防止対策の要請を出されておりますので、その周知をさせていただいたり、また国の対策分科会から出た政府への提言等の周知徹底をさせていただいています。町についても、職員についても、感染予防については周知徹底するように通知をさせていただいている状況でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。今の答弁ですけれども、ただ、国とか府、そういうときの資料でどうこうということじゃないんですよ。テレビで放送しているとか、そういう方法でいいのかと。もう少し強力な対応は取れないかということをお聞きしているんですよ。御存じですか。そういうことを聞いているんですよ。町として。

今、話聞くと、府とか国の話、報道、そんなの町内テレビで放送してもらっても同じなんですよ。そのテレビの放送も毎週するか、1週間ごとにするか、3日ごとにするか、そういう危機感の対応を求めているんです。今はこれ多分、慢性化していると思うんですよ、この対策については、国とか府について。それゆえ、いろいろと感染者が増えているという原因にもなっていると思うんですよ。一番高齢者が高い笠置町で非常にかかれば、問題が大きいと思いますよ。そういうときにどう対応するか。いろいろ会議してもらって、対応してもらいたいと思います。どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

なかなかの町単独で何か特別なことをしていく、予防に対して有効な手段というのがあるのかという御質問ですけれども、これははっきり申しまして、予防以外の具体的な対策はございません。こうした問題、例えば山城病院でありますとか、相楽の連携の中で、または東部3町村との連携の中で、コロナ対策についての議論というのはいろいろ進めているところでございます。

ただ、ウイルス性の感染症のことですから、とにかく予防以外の対策はないというのが実情でございます。何か特別な対策というのは、基本的にはワクチンの接種、供給ができる、または治療薬の配布が完了するというような事態になるまでは、これはもう住民の皆さんに自粛していただく、我慢していただくというしか、ほかに具体的な有効的な方策はないというふうに考えておりますので、引き続いてよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、先ほどの向出議員の質問にもございましたけれども、第4波ということが入ってきますと、さらに激しい流行というものが予想できるわけですので、そのときには最大規模の財政出動をしてでも、何らかの対策を取らなければいけないというふうには自覚しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろ答弁してもらったんですが、この感染に対して十分な対応できるように、町として対応してもらいたいと思ひます。コロナについては、もう向出議員も質問していますし、これぐらいでやめさせていただきます。

では、次の質問、私は町民の安心・安全な生活、そういう面についてお聞きしたいと思ひます。

特に最近、高齢者、また独り住まいの住民に対するいろいろな問題が起こりつつあります。町としてどう対応していくのか。その点、簡単明瞭にお願いします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。松本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

高齢者、独り暮らしの安否確認というところかなと思ひますけれども、現状は民生委員さんなり、包括支援センターなりで見守り活動を行っているところでございます。ただ、そういった方につながっていない方をどうフォローするかということが課題となっております。そういった方のフォローできていない方の拾い出し等の方策をただいま検討しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

そういうことでしたら、早急に高齢化が進む町として善処してもらいたいと思ひます。

それと、いろいろ問題あって、コロナのおかげで各地域によっていろいろ散歩されていま

すね。健康上。その人のためにも、いろいろ事故等起こる可能性もあります。それで、これはお願いなんですけれども、各地域にカメラ、防犯カメラの設置をお願いしたいと思います。これは、非常に行方不明者捜査にも活用されています。現在、笠置町には多分2か所しかないと思うんです。町が設置された防犯カメラが。できるだけ町民の安心・安全のために、防犯上必要ですんで設置をお願いしたい。どうですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、町で設置した防犯上のカメラというものはございません。前回は設置につきまして、やはり設置でのプライバシーの問題であったりとか等々ありますので、またいろいろと慎重に検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 防犯カメラについては、いろいろ等々問題があるということですが、問題を解決して進んでいくのが行政じゃないですか。やはりそういう点は前向きに検討し、町民の安心・安全な生活のために、ぜひとも設置をお願いしたい。予算についてはないと言われるかもしれませんが、そのために補正予算というのがあるんじゃないですか。そういう点、必要性をどこに持ってくるかということについて、前向きに検討してもらいたいと思います。

続きまして、前回もお話ししましたね、ハザードマップ。進行はどのようになっているんですか。町長は10月から進めると発言されていますね。今どこまで進んでいるんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ハザードマップにつきましては、年明け1月に業者選定をするということで進めております。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろ答弁はそれで結構ですけれども、前回は京都府等のいろいろ資料があるという形で答弁されていますね。それは全部整ったんですか。

それと、この前お話ししましたように、浸水深の問題、産業振興会館で書いていますね。なぜ北部とかほかの地域に設置されていないんですか。どうなんですか、それは。何か理由があるんですか。それに伴ういろいろな問題、そういうものを処理されているんですか、今。その点お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

京都府の資料等ということですが、現在、木津川本川についての浸水深のデータと
いいますか、そういったものは公表されております。京都府がこの後、布目川であつたりと
か白砂川であつたりの支流の浸水深を3月に公表予定ということですので、そのデータを
3月というのが公表予定ということでございます。

それから、浸水深の表示の件でございますけれども、表示の件については、この件につい
ては淀川河川事務所のほうが実施された「まるごとまちごとハザードマップ」ということで、
今現在、町内のほうでは2件設置しているというような状況でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

今、話したように、南部区だけですね。そうすると、それに提示されたわけで、町民は非
常に不安がっているんですよ。そこまで水が来るんだったら、仮に。南部区は全部つかつて
しまうということになるんですよ。しかし、そういう点で非常に不安感を与えると。そうい
う点、どうなんですか。そういうことに対して、今説明されたようなことを町民に説明され
ているんですか。

それと、この件については、町長は10月から始めると、課長は今年度中に作成するとい
うことを前回発表されていますね。話がちょっと食い違ってきているんじゃないですか。ど
うですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

ハザードマップ自体、来年の3月に流入3河川のハザードが上乘せされてきます。それま
で若干、現在の木津川本川の本流のハザードだけの対応で大丈夫なのかという疑問はありま
して、例えば琵琶湖の流入河川ほとんど反映されていないということだったんで、そういう
ことも含めて関心持っておりましたところ、3月末までには流入3河川のハザードが、今の
現在のハザードマップの上に乗っかってくるという形になろうかというふうに考えておりま
す。

どこからどこまでがどういう形で、最大浸水深ですから、つまり最悪の場合を想定した場
合での浸水地域の表示ということになってきます。行政、当然ながら最悪の事態を想定した
場合の対応というものに責任がございます。そこで、10月からというお話ですが、各区と

のお話を進めた上で、防災計画そのもの全般についてのご説明を2度ほどさせていただいております。具体的な避難経路でありますとか、避難場所の確保でありますとか、それから緊急搬送のための手段でございますとか、まだまだ詰めなければいけない問題はたくさんありますし、消防団との調整ということもまだ現在できておりません。これは担当者に指示はしてあるんですが、まだできていないという状況です。

加えて広域防災ということで、今後どこへ避難したらええのかということについて、町内ほとんど今避難できるような場所がございますので、その問題についても広域行政の中で解決していかないといけない問題だということで、その点については少しずつですが、お話を進めさせていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

今、答弁願ったんですけれども、指示しているけれども担当が動かないというように私は取ったんですよ。今の答弁ですと。これは町政としてどうなんですかね、その答弁は。

それで、前回のときは物理的なことで進めていくというように、課長は説明されていますよ。今、最大限で問題が起こった場合、緊急用の食料品、いろいろな備品が置いてある、あの地位は大丈夫なんですか。今、置いてある緊急用の水とか食料品、それはつからんじゃないですか。それに対する対策は物理的なことでということで、進めていると答弁されていますが、本当にそこまで進んでいるのか。

そして、またいろいろな問題で、南部区が駄目だったらあそこの神社のほうに、民間にお願いするとか、または笠置山に、お寺等に協力を求めるとか、そういう対応策も考慮されてやっておられるのか。もう少し、いつ起こるか分かりませんので、早急に対策を練ってほしい。それはもう3月になっても、4月になっても結構ですよ。結構ですけれども、それでは町民の安心・安全のためではないんじゃないかと思います。その点、よろしくお願ひしたい。

それに関連しまして、もし水害等の問題になった場合、途中になっています道の拡張問題、あれは一応どうなっているんやと。それと、区等からも出ていると思いますが、蔵谷のあの堆積、あれはすぐ2次災害を起こす可能性があるんですよ。予算がないからとかそういう返答、検討してもらっているんですが、前にも言いましたように、早急に検討して実施してもらいたい。その点、どうなんですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

道路拡張工事の進行ということで、御質問でございます。

これまでからも御要望いただいております町道笠置有市線、西ノ前地内の道路改良につきましては、本工事は既に起工を終了いたしまして、順次、工事が実施できるよう、入札の準備を整えているところでございます。

また、これも井手上川の蔵谷付近の土砂の対応につきましては、事業費を調整いたしまして、土砂の撤去ができるよう進めているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

できるだけ拡張のほうよろしくをお願いします。

最後になりますけれども、以前からもお願いしていました国道163号の草畑の歩道について、一時中止になっていますね。今後、その問題について、町として各府、建設省にどのように話しされているのか。その点、やはり町民の安心・安全のための生活にはぜひ必要ですんで、その点、御説明をお願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問、切山の下のところの国道163号の改良、歩道をつけるというお話が止まっておるじゃないかというお話だと思います。

この件につきましては、本年10月以降、何とかせにゃいかんということで、まず危険度の実態を把握するということがないと、お話が具体的に進捗しないだろうということで、木津署のほうに伺いまして、町内の人身事故の発生現場についての資料を頂きました。それをつけた上で、現状の写真を撮ってまいりまして、山城南土木事務所、それから山城広域振興局の副局長さんのほうに、こういう状況ですということで御説明を上げてまいりました。その後、11月5日、国道163号整備促進協議会というのがございます。その場所で、京都府のほうに要望させていただきました。

基本的に笠置町が要望している、私のほうから要望させていただいているのは、生活道路であり防災道路、または災害時の避難所の物資等の搬送道路である国道163号全線についての整備をお願いしたいというのが原則でございます。その中で笠置町の関係するものは、切山の下でございますと。あそこについては、夜間、歩行者が歩いておったり、また近年、自転車とかバイクが増えておりますんで、重大事故が生じる前に対策を考えていただきたいというふうなお願いをいたしております。

11月6日には京都府の国土事務所長さんがお見えになって、国に対する財政措置要求等のお話をさせていただきました。11月10日、これは中央要望ということで、国交省のほうに赴きまして、政務官であります朝日健太郎代議士、それから鳩山二郎代議士等々に対する京都府南部の道路整備について、総合的な見地から改良・改善を進めていただきたい、そのための財政措置をお願いしたいということで、要請をしております。

結論的に申し上げますと、切山の下あの部分については、用地買収の問題がございます。これについて、町行政として対応してくださいと、協力してくださいということがございました。近々に1度か2度、やはりお話をさせていただいて、しかし、すぐにというわけにはまいらないと思います。まず、飛鳥路区の国道のあの問題でありますとか、それから駒返しのところはどうなるのか、ちょっとその辺は私もよく分からないんですが、知事案件ということでございますので、優先順位というものは必ず出てくると思います。その中で引き続いて、あと何年かは継続した御要望というものを続けさせていただいていかなければいけないのかなど。

ただ、検討課題ということで、動かしていくというふうな回答でしたので、引き続いて切山の下については要望を続けていくということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今はいろいろ経過報告を聞いたんですが、その会議を活かしてもらおうとか、国道163号全体のことだったら、そういうことを笠置町として前向きに検討してもらいたい。会議を何回もやられて、全然まだやっていないということになりますので、その点は現中町長の在任中に何らかの形を出してもらおうように、前向きに検討したいと思います。

これは先ほども言いましたように、笠置町の町民の安心・安全な生活できる一つのバロメーターとなるんじゃないかと思っておりますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

3番、由本好史議員の発言を許します。由本議員。

3番（由本好史君） 議長のお許しをいただきまして、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目、急傾斜地崩壊区域内外での不要木等の撤去についてお伺いしたいと思います。

笠置町には多くの急傾斜地崩壊区域がありまして、急傾斜地崩壊防止事業が実施されているところがございます。施設内には雑木や雑草が生い茂り、付近の木々も大きくなり、日当たりや風通しが悪くなっております。また、擁壁等の経年劣化も危惧されているところがございます。

住民の方々はこういった施設の点検、区域内外の不要木等の除去を強く望んでおられます。

町長はどのようにお考えですか、質問いたします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問にお答えいたします。

笠置町におけます急傾斜地崩壊危険地区においての不要木の除去等については、必要であるという考えには立っております。京都府の管理地においては、京都府に引き続いて処理を要望し、擁壁等の急傾斜施設についても、適正な点検や管理を引き続いて要望していきたいというふうに考えます。

一方で、そうした危険区域内であっても民有地の樹木ということになりますと、民法の関係上、所有者以外の者が勝手に伐採することはできません。したがって、基本は森林等の所有者さんの管理ということになりますので、適切な管理をお願いしていくという方策を取っていくことになるかと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

施設の所有というか管理の責任者というのは、京都府になるということでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 由本議員の御質問ですが、京都府の所有地に当たるということでありましたら、管理者は京都府でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

以前、町内で擁壁等が崩壊しまして、家屋が壊れてしまったという事例は御存じだと思うんですけども、こういったことがやっぱり事前の点検等をしていただいたら防げたかなとは思っています。こういったことが起こらないためにも、また京都府なりに強く要望していた

だきまして、住民の生命、財産を守るために、安心して過ごしていただくためにも、強くそのあたりを要望していただきたいと思います。

水路とかもかなり雑草とかツタとか生い茂っております、かぶっております、またそこから通じて獣とかが入ってきたりしております。そういったことで、かなり住民の方が不安を感じておられますので、そのあたりの要望につきましてはよろしくお願ひしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員言われましたような要望は、住民さんのほうから、定期的な急傾斜施設の伐採等を望む声をよくお聞きさせていただきます。町といたしましても、毎年、京都府に事業要望として、町内全域の急傾斜地崩壊危険区域の定期的な点検、管理を強く要望しているところでございます。また、特に必要な箇所につきましては、区長さんと連携するなどして、府民協働型インフラ保全事業に提案し、対応を山城南土木事務所をお願いしているところでございます。

以上のことから、京都府と連携しながら対応を検討していきます。

また、危険箇所等につきましては、特に対応が必要な場所は積極的に京都府に要望いたしまして、対応を依頼していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今までも京都府のほうにも要望していただいて、積極的な取組をしていただいているということですので、また今後とも引き続いて積極的な要望、取組のほうをよろしくお願ひいたします。

続きまして、町道笠置有市線の向阪地区内の道路改良工事についてお伺いをいたします。

道路改良事業につきましては、既に3軒の家屋が立ち退きをされ、その後にシートが敷き詰めた状態になっております。それで、これまでの経緯、そして今後の計画についてお尋ねしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

町道笠置有市線向阪地内の道路改良工事のこれまでの経過と今後の計画ということでお答えしたいと思います。

この事業の経過といたしましては、笠置有市線の道路拡張というものは、昭和40年頃から地元から要望されていたようでございまして、当時は町道笠置有市線と有市峠阪線の合流部分から栗足橋までの要望があったようで、当時は現に住まれている方がおられる関係から進まなかったと聞いております。本事業は町の総合計画にも掲載されまして、現在進めている町道笠置有市線改良工事は、平成26年度から事業が本格的に開始され、昨年、立ち退きいただいたところを第1工区として計画しているところでございます。

しかしながら、現状は不安定な道路下、のり面が確認され、その対応もございまして、まずは周辺住民の安全を確保した上で事業を進めるために、附帯工事としてののり面对策に取り組んでおります。のり面对策が完了し、養生期間を経て安全が確認されましたら、立ち退きいただいた部分を第1工区として事業を進める予定でございまして。

なお、2工区以降の計画については、未定な状況でございまして。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

立ち退きをされた後の土地にシートが敷き詰められていると思うんですが、それは町のほうで敷き詰められたものなんですかね。これ、何番地と何番地が敷き詰められておって、またこのシートを敷き詰めるに当たりまして、下の住民の方へ説明をちゃんとされているのか。また、所有者の承諾をされているのかの点についてお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

立ち退きいただいた箇所にシートを敷かせていただいたのは、町でさせていただきまして。近隣の方から、建物がなくなって更地になり、大雨が降るたびに雨水の流れが強くなるように感じる、また雨水が浸透して、のり面の擁壁等に影響を及ぼすのではないかというふうに心配されておりました。早急に雨水対策をしてほしいとの依頼を受けまして、のり面对策の工事が実施できるまでの間、応急的に防水・防草シート、それから水路や排水等の整理をさせていただきまして。

シートを敷かせていただいた部分につきましては、ちょっとはっきり確認できていないんですけれども、52番地の2と52番地の1やったと思います。そのシートを敷かせていただいた部分につきましては、町で買収させていただいた土地と隣接する民地の部分でございまして、民地の部分につきましては、土地の管理をされている方にお願ひさせていただきまして、敷かせていただいております。以上でございまして。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

シートを敷かれた下にお住まいの方への説明、御理解をいただいているのでしょうか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどもお話しさせてもらいましたように、近隣の方の御要望ということで、そういう対策を取ってほしいということでしたので、シートを敷かせていただきました。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

ただ、このシートを敷き詰められたことによりまして、雨水がダイレクトに下のほうに流れてくるかと思うんです。そういったことで、下の住民の方は不安に思っておられると思うんですが、そのあたり今後の対策といたしますか、どうなっているのかということと、52番地の1の管理されている方というのが後々不可解と思うんですけれども、この土地は相続ができない土地なんです。ある方が相続しようと思ったときに相続人が反対をされまして、その方に相続ができなかったということで、昔の方の名義になっているんです。これ、誰をもって管理者ということで町は判断されるのか。これについて、買収はどうされていくのか。その点、お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、シートを張らせていただいたのは、先ほども御説明させてもらったように、防水シートでございます。防水シートは先ほど心配されているというお話をさせてもらったように、雨水が地下に浸透しないようにしております。それを水路等で排水しているわけですが、浸透した雨水も暗渠排水のほうを周囲に設置しておりますので、暗渠排水を通じまして現状の水路、水路のほうも一定整理をした中、掃除をした中で、現在の水路に流すようにしておりますので、そういった心配は軽減していけるのではないかとこのように考えております。

それから、管理されている方ということでございます。いろんな家庭の御事情あったと思うんですけれども、一応こういうことで心配されている方がおられますということで、いろいろ現在了解いただいた管理されている方に御相談させてもらったところ、快く御了解いただきましたのでさせてもらっております。現の納税義務者さんということで、聞いておると

ころでございます。

申し訳ございません。最後にこの土地についてなんですけれども、町としましては買収はしておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） シートを敷かれることによって、雨水が下にしみ込んでいかないということは、ダイレクトにそれが下へ流れるということを心配は素人ながらするんですけれども、この土地、相続できないんです。これができなかつたら、買収をできないと思うんです。買収ができなかつたら、そういった拡張の工事ができないと思うんですが、そのあたりはどうしてそういう見通しも立たないうちに、3軒の家を立ち退きさせられたのかなということ、かなり皆さん不安に思っておられると思うんですけれども、納税義務者とおっしゃいましたけれども、もともと初めに町長名で納税通知書を出されたのが、全く違う方に出されているんです。御存じだと思うんですけれども。それで、また町がこういったシートを敷き詰められたことによって、宅地課税をされていると。そのあたりはどうですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。すみません、今、課税というお話が出ましたので、説明させていただきます。

この土地につきましては、整地をされたという現況をもって宅地の課税をさせていただきましたが、建設産業課のほうに確認させていただきまして、確かに整地は町のほうでした事業であって課税されるものではないということで、今回、修正をさせていただいております。それにつきましては、所有者さんの納税義務者となっておられました方にお送りさせていただいたところではあります。経過等、調査させていただきまして、どちらも登記簿上の名義の方の御親族の方、それから売買もその当時されておまして、そこがまだ登記ができないという状況でありましたもので、売買契約書の写しをもって現在の納税義務者さんに変更させていただいたところです。

この内容につきましては、双方とも説明させていただき、現況それから現状のことを確認させていただきまして、両方とも御了解の上の措置をさせていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

同地の道路拡幅工事につきましては、用地の協力が得られ、立ち退きが完了いただいた3軒分の部分で拡幅工事を進めたいと考えております。

先ほどもありましたように、一部区間につきましては、拡幅は行えないところではございますが、待避スペースが確保され、離合しやすくなりますので、交通安全対策事業としては継続でき、交付金の対象事業となりますので現在進めております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

買収されたところは拡幅すると。それが離合もできるというような話だったと思うんですけども、でもこの52番地の1というのは、大体真ん中の部分に当たるんですよ。これをどうして買収しないで工事ができて、そういったメリットがあるのかというのは、全く理解できないんです。そのあたりどうですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員言われるように、位置関係は買収させていただいた間に当たります。そういった中で、本来ですと道路全面が対面通行などできるような幅員が確保できるのが一番望ましいことかと思えます。しかしながら、いろいろな御事情もおありかと思えます。その中で、やはり住民の利便性向上のために少しでもできることということで、先ほど言わせていただいたこともありますけれども、待避スペースの確保であったり、離合がしやすくなるといったことで、少しでも利便性の向上に努めていきたいという中で、事業を現在進めておるところでございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

その工事は、そしたらいつ頃行われるんですかね。といいますのは、その工事が行われないう限り、このシートは敷きっ放しということになるんですかね。

ただ、まだこの52番地の1というのは買収もされていけませんので、それも敷きっ放しということになってくるんでしょうか。

また、その下の土地もずっとシートが敷きっ放しになっていると思うんです。今回、のり面工事も考えておられるということなんですけれども、これはどのあたりでのり面工事をされるのか、その用地についてはどうなっているのか。その点、お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

工事につきましては、あくまでもシートというのは応急的な対応で敷いているものでござ

います。先ほども申しましたように、附帯工事といいまして、のり面対策工事を現在準備を進めておるところでございます。その工事が完了いたしましたら、シートのほうをまた除去なり、新たな対策をまた講じていくことになると思います。今お借りしているところにつきましては、撤去なりということで、原状に復するというような形で進めていくことになると思います。

のり面対策の用地につきましては、購入させていただいた場所等を中心に対策が講じられるものというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

のり面の工事の関係では、もう用地は買収されているんですか。

すごく疑問に思うんですけれども、今言うています52番地の1、これが相続反対されている方から、何か異議を申し立てられたりしたらどうなるんですか。というのと、もう一筆52番地の1のほかに、その下のほうに50番地というところがあるんです。それが同じ方の名義になっているんですよ。そちらのほうの所有者というのが、もう全く分からないような状況なんです。それを誰の許可を得てシートを張られたのか。また、のり面工事についてはそこは関係ないのか、そのあたりお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

当然、買収させていただいていない民地の場合につきましては、対策は、構造物とかということを入れていけないように思います。言われるところにつきましても、何らか対策というのはしていけないのが、もう現実の話であると思います。

そういった中で、先ほども言わせてもらいましたように、この対策というのはやはり行っていかならんということございまして、そののり面の部分の細かい番地までは、私、今現在、確認することができておらないところなんですけれども、当然、民地を勝手にということではございませんし、これまでそののり面につきましては、地域改善対策事業等で行ってきたのり面でございます。そののり面が経年劣化によりまして、安全・安定な構造を維持することができなくなったというようなのり面でございます。

そういった中で、これまでも公的な処置が講じられてきたということになりますので、今回につきましてもそれと同様な対応を、これまでのやってきたものに対しての補強というふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

なかなか相続もできない土地を何か取得できないと思うんです。ですから、この工事もできないと思うんですけれども、それ以外の3軒立ち退きされたところをまずやられるというようなことですが、あまりメリットが見えてこないんですけれども、これは財源的にはもう一般財源というのは全くないのでしょうか。立ち退きとかに関しての経費ですけれども。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） この工事につきましての経費につきましては、当然、国の社会資本整備交付金を活用しております。しかしながら、全て10分の10の補助ではございませんので、町の費用というのは当然、投入しているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

一般財源が使われているということですので、住民に対してもちゃんと説明しなければならないと思います。

また、このほか栗足のところまで本来は計画があったということですが、今後、立ち退きとかいうようなことはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、計画しておりますのは、先ほどにも御説明させていただきましたとおり、のり面工事が完了し、養生期間を経て安全が確認されてから、立ち退いていただいた部分を第1工区として進める予定でございます。2工区以降については、未定ということになっております。これは、やはり現段階では明確でない計画の部分については、付近の方の誤解を招き、不安を与えることがございますので、その点十分考慮した上で、取り組んでまいりたいというふうに考えております。現在のところ、2工区以上の計画については未定でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

まだ付近で、自分のところも立ち退きになるんじゃないかというようなことで、心配されている方がおられます。何かそういう誤解があったのかは分からないんですけれども、その

あたりについてまたちゃんと説明をしていただいたらなと思いますが、今後、下にお住まいの方、かなり不安に思っておられると思いますので、そのあたり今後もそういった安全対策をしっかりとさせていただいて、工事のほうを適切に進めていただきたいと思います。

また、用地取得につきましても、法的にちゃんと対応していただきたいと強く要望しておきます。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えします。

今後も安全対策に十分考慮した中で、事業を進めてまいりたいと思います。よろしく願いします。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうですね。安全対策、十分に気をつけていただきまして、事業のほうをよろしくお願ひしたいと思います。また、付近の住民の方にも親切丁寧に説明なりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次、災害時の町職員体制についてお伺ひしたいと思います。

町職員のほとんどが町外に居住をされております。災害時には国道163号が通行止めになることが予想され、多くの職員の方が出勤できなくなるということが予想されております。以前、国道163号が交通事故や倒木により、通行止めになったことがありました。そのとき、ほとんどの職員が出勤されていませんでした。もし災害で国道が通行止めになった場合、誰が対応するのかと町長も現実を直視されたと思います。町長はどのように感じられ、どのように対応されるのかお聞きいたします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。ただいまの由本議員の御質問です。

災害時の国道163号の通行止めになるとき、職員の対応がどこまでできるのかという御質問だと思います。

現在、木津川上流それから淀川河川事務所、それから京都の气象台等々と情報交換しながら、大規模災害になりそうな場合、あらかじめ一定の予想が可能ですので、職員の配置について動員を少し早いめにしないと、対応できないのかなというふうには感じています。

現在、想定しています最悪の事態における町職員の出勤状況ですが、20名ということで考えています。その20名の職員で各地区、6地区ですが、6地区に職員を派遣するという

ことと、残った人員で避難所の立ち上げをしないといけません。まず優先すべき避難民ということになりますと、何らかのハンディキャップを持った方ということになってくるかと思えます。

その残った人員で避難所の設営をしないとイケないわけですが、実際問題、まだ災害対策の訓練ができておりません。これは実際にパーテーションとかベッドを組み立ててみて、どの程度の時間で準備ができるのかというようなシミュレーション、それから各地区からの要介護者、要支援者の受入れについて、その搬送等々についても計画をきちんと立てておいて、これは単に職員の中だけでは対応し切れませんので、各地区での対応を協力をお願いすることになると思います。その辺のお話をまず消防団も交えて、きちっと詰めていっておく必要がございます。

現在、考えておりますのは、要介護者の避難については産業振興会館の2階と笠置小学校の体育館であるわけですが、そのあたりの避難の誘導、避難場所の設置について早急に計画を立てた上で、訓練を実施する必要があるというふうには考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうですね。またいろんな訓練をしていただいて、またその中でいろんな問題が出てくるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

町内の若者が転出する1つの要因といたしましては、働く場所が町内にないということがあると思えます。職員の採用、中町長は今回初めてされると思うんですが、そういったあたりもいろいろ考慮をしていただきまして、実施していただきたいと思えますが、最近採用された職員でも、1年足らずで退職されるというケースが見られます。こういったこと、有事で職員の体制を取られるような考慮をしていただきまして、万全を期していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

次に、笠置町集会所設置及び管理に関する条例についてお伺ひしたいと思えます。

東部・飛鳥路・西部集会所につきましては、設置は笠置町で行っているのですが、今回トイレの改修につきましては、臨時交付金を使われているということで、東部と飛鳥路ですか、これはもう完成されたんでしょうかね。

その点1点と、以前ですとまちづくり事業を使って改修をしてくださいということをおっしゃったと思うんですが、今後、東部、飛鳥路、西部の集会所の修繕・改修については、町の施設ということで、今後は町の責任においてやられるということでよろしいですか。その

点、確認させていただきます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

本年度のトイレ改修事業については、今現在、進めているところで完成はしておりません。集会所の改修ということで御質問です。

議員おっしゃるように、集会所の改修については、まちづくり事業補助金を活用して改修していただいております。また、今回のトイレにつきましては、今までも区からの要望であったり、この一般質問でも質問がございまして、そのときには公共施設に設置する補助金がなかったため断念した経緯がある、また町が着手するには財源確保がない中、厳しいというようなことで、お答えを返してきたかと思えます。今回について、新型コロナウイルス感染症対応の交付金がトイレ改修が対象となるということでしたので、今回改めて計上させていただきますというところでございます。

今後については、やはりもう一つの問題として、東部、西部、飛鳥路について、町で設置したということで、町の責任においてというような課題もございまして、それにつきましては、今までの経緯であったりとかを整理して、進めていきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

すごく曖昧だと思うんです。今まででしたら、そういった集会所につきましては、まちづくり事業でしてくださいということでおっしゃっていた。今回、臨時交付金使えるから、町の施設であるからそれを使ってするんだということでおっしゃっているんですけども、根本的にこういった施設は町の施設ですので、それは町でするんかどうかというのが大きな根本的な問題だと思うんです。

この3つの施設については、施設の管理というのは区長に委託するという事になっておると思うんですが、そういった委託内容、委託契約というものがあるんでしょうか、お伺いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

集会所の管理運営委託契約書というのが、今、手元には東部区さんとの委託契約書の写しではございますが、そういったものが昭和58年に結ばれております。契約書についてはございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そしたら、東部区さんがずっとトイレの改修について要望されてきた中で、そういった委託契約書の中には、それは東部区さんですというような内容になっておるんですかね。お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

委託契約書の内容なんですけれども、公費の負担ということの項目がございまして、そこには、集会所の運営に要する一切の経費については、集会所の管理者が負担すると。火災保険については、町が負担するということしか書かれてはおりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

やっぱり契約内容を事細かに書かれて、今回トップが変わったからというような判断をされないように、具体的に書かれたほうがいいかなと思うんですけれども。

そしたら、今回、西部区のほうでクーラーを設置されましたが、こういったことにつきましても、西部区のほうでまちづくり補助金を使ってやってくれという話なんですかね。この施設につきましては、選挙の投票所にもなっているわけですから、建物がまた笠置町のもので、このあたりはいかがですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

契約書についてはおっしゃるように、その当時のいろいろと整理して分かりやすいような形で改正といたしますか、それぞれ相談させていただきながらやっていけたらなと思います。

西部区の集会所につきましては、今回まちづくり事業補助金を使っていただいて、空調のほうにはしていただきました。また、臨時交付金におきましては、集会所の換気扇の改修のほうで御活用いただいたというところでございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

何か方針が変わったほうにも見受けられますので、そういった曖昧さをなくすためにもちゃんと委託契約書を交わしていただいて、まちづくり補助金を使ってしてくださいということが明らかになるような形にさせていただきたいと思うんです。

それと、1つ確認させていただきたいんですが、南部、切山、北部の集会所につきましては、それぞれの区が設置されたということで、まちづくり補助金を使って修繕や改修をしてくださいということよろしいでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問です。

今の御質問の中で、集会所についてはまちづくり事業補助金を活用して、現在も改修等をしていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

何で南部区、切山、北部の集会所は各区の所有であるかということをお聞きしたかといいますと、切山の集会所、これの建物災害共済は町で掛けておられますよね。そのあたりはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃった建物災害については、どういった経緯で町のほうで掛けさせていただいたかというところは、今ちょっと現在、資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと調査させていただきます、お答えさせていただけたらと思います。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうですね。そのあたりちゃんと調査をしていただきまして、南部区さん、北部区さんのほうにも説明できるような形を取っていただきたいと思います。

もし切山の総合センター、これが町の所有だということであるならば、集会所の設置及び管理に関する条例のほうにも載せていかなければならないというふうに思いますので、そのあたりちゃんと整理をしていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

次に、4番、杉岡義信議員の発言を許します。杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 議長のお許しをいただき、通告に従い質問をさせていただきます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に従い、笠置町は障害者を雇用していると考えますが、笠置町における障害者の在籍状況をお聞きします。

また、障害者の相談場所についてどのように取り組まれているかお伺いします。

まず、障害者の在籍状況をお聞きします。

議長（大倉 博君） 職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の杉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

当町、障害者の雇用義務といたしましては、1名現時点であるのですが、本年度については達成できていない状況でございます。この積算となりますのが、正規職員に本年度から制度導入されました会計年度任用職員が含まれてきます。30時間以上の勤務の会計年度については1のカウント、それから20時間以上の会計年度、20時間から30時間の週の勤務時間数の会計年度については2分の1換算となりまして、総数で57名となります。これに法定雇用率、それから除外者が一部あるんですけれども、その法定雇用率でいくと1名の雇用が必要となっておりますが、達成できておりません。

ただ、20時間未満の勤務の方については、カウントはされないんですけれども、雇用しているという状況でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 今、いろいろと説明願いました。障害者の在職は、現在はないということですね。これからもこの30時間以上の人を入れて、それを補うということをそういうふうに思ったんですけれども、何で障害者の人を雇用しないんですか。それは応募がないから雇用しないという、そういう言い訳は聞きたくありません。

議長（大倉 博君） 職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の杉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

当町におきまして、障害者を限定した枠で募集しているわけではありませんけれども、実際なかなか町内の施設、物理的に階段があったりバリアフリーが完了していなかったりということで、御応募いただけないということが大きな理由なのかなと思っております。

町のほうでも、令和2年3月に障害者活躍推進計画というものを作成いたしまして、障害者の雇用につきましては積極的に進めようということで、計画を策定させていただいております。計画期間といたしましては5年間ではあるんですけれども、その間に法定雇用率達成するということで目標は上げているんですけれども、なかなか実際、雇用の機会を多く提供できていないというのが現状でございます。

令和3年度の会計年度の募集、それから今年度につきましては、正規職員の採用試験については現在行っているところではございますが、新たに会計年度任用職員を募集する時期になりましたら、障害者の雇用について積極的に要項の中にも入れて、募集させていただきたいなと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） いろんなことについて、バリアフリーができていないからその人が利用できないとか、相談窓口的なものをつくって、バリアフリーができていないから雇用できませんという話を持っていっているのか。バリアフリーをする気あるのかないのか。今、聞いたら、5年の間バリアフリーを計画するという事は、もう雇用する気がないと違いますか。そこのところをちょっと教えてください。

議長（大倉 博君） 職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。杉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、バリアフリーを5年間で進めるということではなくて、障害者の活躍推進計画、雇用を進めようというのが、5年間の計画を1期として計画をしております。その間、できるだけ早い時期に法定雇用率を達成、またそれ以上の雇用も進めていこうということで考えている計画が5年間あるということです。

相談窓口のことですけれども、役場についての雇用に関しましては、人事担当の所管の課長が、今でしたら私のほうで障害者の雇用・任用についての窓口になろうということで考えております。相談いただけるのは採用から、それから働き始めてからの例えば不具合、この場所はこうしてほしいとか、こういうほうがいいのかという相談窓口も、私のほうで受けさせていただけたらと考えております。

建物のバリアフリーにつきましては、庁舎につきましては、来年度ぐらいに耐震改修の工事で改善されていくと思っておりますけれども、例えば笠置会館であったり、つむぎてらすであったりというところは、既にバリアフリー化されているところもございますので、そういう施設のほう等も含めまして、令和3年度の任用について募集の拡大、障害者の方も安心して働きに来ていただけるような環境ができればなと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

バリアフリーをするということをおっしゃいました。ここの本庁でバリアフリーをするの

に、どことどこをこういうような形でバリアフリーするということをちょっとお聞き願いたいです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの杉岡議員の御質問に答弁させていただきます。

障害者枠が必要だということは、これは昔からございましたから、承知していることでございます。バリアフリー化の問題について、現在バリアフリー化が可能なのは、笠置会館と、それから産業振興会館、それからつむぎの館になっているかと思えます。こうした場所で一定のハンディキャップを持った人が働けないのか、または役場で働けないのかと。障害の状況、部位にもよりますから、一概にバリアフリー化ができていないから雇用できないという言い訳はするつもりはございません。

正規それから会計年度問わず、きちんと法定数を満たす、またはそれ以上の数の障害者の方を採用するということについて、計画を持ってやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

（「質問と答えが違うやろう。議長、止めな。どことどこをバリアフリー化するんかというのを杉岡議員は聞いている。議長、ちゃんと質問と答え合ってるのか途中で制止して、してくれやんと困る」と言う者あり）

町長（中 淳志君） もといでございます。

どことどこをバリアフリー化するかというお話でございますと、本庁舎のバリアフリー化について、果たしてそれが可能なかどうかという検討は行いました。エレベーターとかエスカレーターを設置するという案もございましたが、現実的にランニングコストの問題も含め、非常に多額の費用が必要やし、また設置する場所についても非常に難しいということで、本庁舎でのバリアフリー化は非常に難しいと。

現在、つむぎの館については、バリアフリー化ができておるはずなんですが、実際問題、きちっとしたバリアフリー化にはなっていないということもございます。このことについては、来年4月に改善命令出そうというふうに考えておりましたんで、その点については御了解いただきたいと思えます。

あと、ほかの施設ですと、バリアフリー化が必要な場所というのは、現在、休館状態になっているいこいの館、それから児童館なんかもそれになるかと思えますが、こういう場所については、何らかの形での改修が必要かと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの杉岡議員の御質問です。

庁舎については、耐震改修の中でトイレ改修を考えておりまして、その中で多目的トイレの設置というものを予定しております。以上です。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

多目的トイレを改修していただくの結構です。それまで間に歩いてこなければ、いろんなそういう形を、トイレまで来るのにバリアフリーしてなかったら来られないです。だから町長、いろんなできないという形の中で言わはったけれども、できるとなればどれぐらいの費用を見ておられるんかね。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの杉岡議員の御質問です。

耐震改修の折に検討させていただいたエレベーターであつたりとかのちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどどのぐらいの費用がかかったのか、それともそれができるのかでけへんかったのかということにつきまして、また説明させていただきたいと思えます。

（「聞こえへん」と言う者あり）

総務財政課長（岩崎久敏君） 今ちょっと手持ちの資料がございませんので、また後ほど説明させていただきます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

今、総務財政課長が資料が持ち合わせないと。資料が持ち合わせなかったら、こんな議会なんて何を質問したって分かれへん。次から資料をちゃんとそろえてしてください。また何かあったら、議長、どれぐらいお金かかるんか、また議長のほうから我々のほうに資料を出せという形をお願いします。

それでは、もう一点のほうへいきます。

全国的に少子高齢化が課題となるのが、とりわけ次世代を担う若年層への子育て支援を図ることが求められている。現在、内閣府において、結婚新生活支援事業制度で若年層において結婚、出産、育児と切れ目のない支援を行っており、次世代を担う若年層の定住を促進し、人口減少、少子高齢化対策として結婚生活支援事業を笠置町も導入すべきと考えるが、その見解をお聞きします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの杉岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、結婚新生活支援事業というものの中に幾つかのパッケージがございまして、子育て世代包括支援センターというのは、令和2年3月に設置されております。

また、産後ケア事業も同時期に始まっておるわけですが、結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づく結婚子育て応援住宅総合支援事業というものにつきましては、これは一度予算措置されたにもかかわらず、要綱が整備されておらなかったという事実があったようでございます。これは行政側の怠慢でございまして、おわび申し上げます。

これにつきましては、来年度の当初予算でしっかりと予算化し、また要綱等の整備を指示するというところで、御了解いただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございまして。

町長が来年はその事業をしたいということですね、町長。

新婚生活を応援しますという、こういうチラシがあるんです。これも町長、多分お持ちと違うかな。ということは、同じところでこうしているわけや。

そういう中で、いろいろとどうということに対しての補助金が出るとかということが書いてございます。これをやっていないから、一々と読み上げること自体をちょっとしませんので、来年はこういう事業をするという形の中で、これはどこが対象になるんですかね。保健福祉。予算どうするん。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） ただいまの杉岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今、当初予算の要求時期になっておりますので、この事業をしっかりと要求させていただきながら、事業を来年度、要綱も整備して進めていきたいと思っております。

また、財源につきましても、国なりの補助がついておりますので、そういった中で事業を進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございまして。

新年度予算に入れるということやね。

（「はい」と言う者あり）

4 番（杉岡義信君） それでは、新年度予算に入れていただきまして、これが成功するかせんか分かりませんよ。だけれども、何でもやっぱりやってみるべきですよ。

それと、同じ資料を持っているんやったら、私、言う必要ないねんけれども、京都府下で、もうその後言わへんけれども、1か所だけやっていると。そういう中で、また分からなかったら、後でまた聞きに、資料をあげてもええけれども、ちょっと、いやいや、そんなん幾つもあんねんもん、これね。

そういうことで、来年度の予算楽しみにしています。

これで私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大倉 博君） これで杉岡義信議員の一般質問を終わります。

これより14時20分まで休憩します。

休 憩 午後2時05分

再 開 午後2時20分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

5 番、坂本はやと議員の発言を許します。坂本議員。

5 番（坂本英人君） 坂本はやとです。

（「坂本はやとちゃうやろが」と言う者あり）

5 番（坂本英人君） 坂本英人でございます。通告書に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、ごみ収集についてお伺いいたします。

現在、実施しているごみの収集方法で住民ニーズは守られているのか、応えられているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

実際、応えられているかというところ、ちょっと疑問が残るところもございます。通常の可燃ごみとか不燃、プラスチックごみにつきましては、収集ボックスであつたり自宅前のごみ収集であつたりというところに対応しているところではございますが、缶・瓶類、それから古紙、粗大につきましては、ステーション方式をしているところではございますので、なかなか応えられていない、もうちょっと場所を増やしてほしいという声も区のほうからお聞きしているところではございます。以上です。

（「議長、坂本君は坂本ひでとやねん。訂正して、ほんで呼び直ししてください」

と言う者あり)

議長(大倉 博君) 先ほど何か坂本議員のところを、坂本はやと議員でいいんですね。ひでと、ごめんなさい。「はやと」から「ひでと」議員、申し訳ないです。

(発言する者あり)

議長(大倉 博君) 坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

というのは、そのステーション方式、コストもかかりますし、いろんな懸念あると思うんですけども、やはり高齢者が免許の返納というのも役場が促しているところもあるじゃないですか。その中で、免許を返納された方が特定のごみ、さっき課長おっしゃってくれた銘柄で、例えば切山地区だとてっぺんから集会所まで運ばなければいけないのかと。そういう話が今出ているわけです、住民さんから。それについて、やっぱり高齢化率でいくのか、それとも免許返納率でいくのか、いろいろ仕組みはあると思うんですけども、その辺お考えになっていただいて、ちゃんと、みんな家汚いの嫌やと思うので、それを是正するような措置を取れないものかと思ひまして、質問させていただきます。

議長(大倉 博君) 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、ちょっとそういう方のお問い合わせいただいた方には、社会福祉協議会でされているほのぼのサービスというのがございますというご案内はさせていただいているんですけども、区からも収集場所を増やしてほしいとかの御要望もありますし、それこそ高齢者の方が多い地区では、なかなか搬出ができないという声もお伺いしておりますので、おそらく東部広域連合や収集業者さんとちょっと相談はこれからさせていただきたいなと思っております。一気にステーションというか、場所を増やすというのは限られたところではございますので、何かいい手だてはないかというところでご相談させていただけたらと思っております。以上です。

議長(大倉 博君) 坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

お正月もありますんで、すぐにどうこうできることではないのかもしれませんが、新しく新年迎えるのに、きれいな環境で迎えられるように努めていただきたいと思います。少しちょっと質問を前後させていただきます。

続きまして、デイサービスセンターについてお聞きします。

笠置町デイサービスセンターにおいてお聞きします。

デイサービスの現状は把握、確認されておられますでしょうか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

デイサービスセンター生楽さんの現状につきましては、介護スタッフの人材確保が非常に厳しい状態であるということは伺っているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

単刀直入にお聞きします。町として、今後デイサービスセンターは必要だと考えておられますでしょうか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

デイサービスセンター生楽さんにつきましては、社協の訪問介護事業所と並びまして、町内の数少ない介護サービスの事業所でございます。多くの住民の方が利用されている施設でもございます。もしデイサービスセンターがなくなるというようなことになりましたら、町民の方の必要な介護サービスが利用できないといったことも想定されますので、町といたしましては貴重な事業所ということで、必要不可欠なものであるということで認識しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

その重要なデイサービスセンター、運営が今、人材確保であったりとか賃金の問題であったりとか、いろいろあると思うんですけども、運営に対して保健福祉課として、どういふふうな課題解決に向けて取り組まれるのかお聞きします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町が現在の事業所の運営に直接関わるというのは、なかなか難しいところでございます。町として、事業所に対してどんな支援ができるのかというのを事業所としっかり協議させて

いただいた中で、町としてできる支援というのをやっていきたいなというところで考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

事業者さんとお話するに当たっても、やっぱりこれからデイサービスを使用していく世代であったりとか、親御さんが使ってキーパーソンの形で家族って関わっていくと思うんですけれども、そういった人の声というのも重要になってくると思うんですよ。今、イニシャルをかけてよくしたところで、またランニングがかかっていくと。人口減少は目に見えていて、その中で、僕はもっと住民さんも参加して、運営協議会のようなものが何か必要なんじゃないかなと思っているんですけれども、担当課としてどう思いますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、ちょうど介護保険事業計画、今後3年間の介護保険の事業計画を策定中でございます。その中で、運営協議会ではないんですけれども、町民の方、また事業所の方が委員になっていただいております策定委員会を設置して、事業計画の中身を協議していただいているところでございます。その中で、事業所の在り方ですとか必要性等につきましても、協議していただいているところでございます。

また、事業所の人材確保に関する支援等につきましても、事業計画の中でしっかりと位置づけした計画をつくっていくということで予定しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長、よく、これもコンサルさんが入っている事業だと思うんですよ。常々言っていることなんですけれども、コンサルがつくる仕様書なり計画書ではなく、住民の意見だったりとか町の思いをちゃんと投入した、そういうものになってほしいと思うわけですよ。その辺、そういうものをつくれる自信ありますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

計画自体は国なり府の指針に基づいた計画になっておりますので、一定、道筋といいますか、そういったものはございます。ただ、その中で、やはり町として今必要な福祉の介護の

事業というのはどんなものかということ策定委員会の中でも協議していただいて、また事務担当者の思いも反映させながら、今、計画をつくっているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

課長、自信はありますかと。最後、それをお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

自信がありますかということなんですが、委員さんもしっかり協議していただいて、事務局もしっかり仕事させていただいておりますので、しっかりした計画をつくる自信を持ってやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

福祉課長、信じます。

続いての質問に移りたいと思っております。

町の在り方について、ちょっと大きい質問なんですけれどもさせていただきたいと思っております。

中町長が就任後、まちづくりに対しての方向性が、僕の中では示されていないのかなというような疑念を持っております。その中で、担当課は今ある地域課題の解決について、僕の感覚です。町の方向性についてどうやろうというのが、多分、町民さんも思っている人いるとは思いますが。その中で、担当課はどのように地域課題解決に取り組まれているのかというのを各担当課長にという質問なんですけれども、お答えいただきたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問の冒頭ございましたが、これ6月議会の冒頭で、4年間の町政の基本政策についてお話をさせていただいております。それは残っているいろんな行政課題の解消、これいこいの館の問題でありますとか、高度情報ネットワークの問題でありますとか、そうした課題を1個ずつ解消していくということが1つ。

それから、2つの大きな柱として、地域防災・減災という観点から、住民の生命、財産を守っていくということの具体的な方針についてのお話をさせていただいております。

それからもう一つ、商工観光の活性化ということで、観光戦略の見直し。その中には、当

然、移住・定住政策ということも含まれてまいります。

また、防災の話の中には、先ほど御質問がございましたような国道163号の全線の通行の確保というような問題も入ってまいります。そのことについて、例えば移住・定住政策についての、要するに空き家対策についての指示をしてきているところですが、現在のところ実効性のある結果というのが出ておりませんので、これについては現在進行中の第3次の空き家の調査、それから危険家屋の調査ということで、その結果をもって何らかのアンケート等の実施をした上で、小学校の子供たちの問題、保育所の子供たちの問題も含めまして、総合的に考えていくと。

当然、その中には笠置での起業ということも含まれてまいりますし、勤労世帯の移住ということも入ってきます。そうした非常に多面にわたる問題ですんで、これについては重点的な政策の実施というものを来年度以降、考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

地域課題の解決にどのように取り組まれているかということで、町長からは就任当初から、今年度についてはまずはコロナ対策を実施するであったり、先ほども言われましたように、防災対策について取り組んでほしいということでもございました。

コロナ対策については、国からの10万円の支給であったり、それからまた、それに関連しての防災備蓄品の、言葉は出てこないんですけども、配備といいますか、というようなところで順次進めさせていただいたところでございます。

また、防災についても、ほかの議員のときにもありましたように、今、浸水深のこともございますので、近隣との防災協定を結ぶ等の、歩みは遅いかもしれませんが、進めているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問といいますか、地域課題というところで、私の職名であります職員力向上担当参事と税住民課の部分でお答えさせていただきます。

職員力向上といたしまして、住民に寄り添える職員を育成するために、今後いろんな研修、それから内部での研修、外部への派遣ということを行っていかせていただいております。

税住民課といたしましても、先ほど御質問いただきましたように、住民に直結しているところでもございますので、ごみのこと、それからマイナンバーのこと、窓口等、一番住民さ

んが来ていただける窓口でもございますので、先ほどの職員の対応も含めまして、来やすい職場をつくり、住民さんに分かっていただけるような施策を進めたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。各課課題、どういうふうに取り組んでいるかという御質問でございます。

全国的には、令和7年度に団塊の世代が高齢者になるということと言われていますけれども、先ほども申しました介護保険事業計画をつくっていく中で、本町の人口推計を出しているところなんです、本町においては令和7年度以降、65歳以上の人口は減少に転じていくというようなデータになっております。高齢者が減少するんですけども、やっぱり若年層もすごく人口減少していくというデータになっておりまして、やはりその中で子育て支援等の充実、若年層の人口の増加というのが大事になってくるんじゃないかなということで、先ほど杉岡議員の御質問の中にもありましたけれども、そういった移住・定住にもつながるような子育て施策が必要になってくるんじゃないかなということで考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問に、商工観光課のほうからお答えをさせていただきます。

地域課題でございますが、これはなかなかそれぞれ単年度単年度で解決して終わってしまうというものは少ないかと思えます。これまでから継続して事業化、予算化させていただいておる部分につきましては、長年をもって解決しなければならないテーマだということで、これまでどおり同じような形で取り組ませていただいております。

それのほかに、町長のほうからもございましたが、テーマ的な形で商工観光の振興でありますとか、移住・定住の促進といったテーマ、町長のほうからもございました。その中でも特に移住・定住というのは、やはり今、笠置町内、人口の減少というもの、これはいろんなところに普及しておる問題かというふうに思っておりますので、このあたり空き家対策ということでいろいろな調査のほう、今、取組を始めさせていただいております。まだなかなかすぐにちょっと成果というような形で、形がまだできていないところもございますが、まずはスタートさせていただくというような形で、取組を始めさせておる。以上でございます。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

建設産業課では、現行の計画、また区などから挙げられます住民要望、課題に対しまして、町長もおっしゃっております住民の声をということもありますので、少しでも応えられますよう取り組んでいるところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 失礼します。人権啓発課です。

私の職場で関連します地域課題としましては、今、高齢者が多くなり、単身者また老人世帯の増加によります地域コミュニティがうまく機能していないという部分があります。中間の青年層等が外へ出ていく関係で、基本的に高齢者だけの固まりになってしまっていると。そのために相談場所がないとか、安否確認が不足するという事態を防ぐために、私の職場があるというふうに認識しておりますので、今後もそういうものを解消していくために事業をしていくという考え方を持っております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

様々、課で皆さん、一生懸命取り組んでくれているんやなというのは思うわけですよ。僕の持論で、議員や行政の役割というのは、もう徹底して住民利益の追求やと。住民さんがどうやったらこの町に住んでよかった、この町に生まれてよかった、この町でずっと生きていきたいと思えるかどうかというのが、僕たちの役割だと僕は考えています。

笠置町で生活する住民利益、今、各担当課長、地域課題持っておられると。その中で取り組まれていることがどうなっていけば、この住民利益がアップするかというのは、どういうふうに考えているのかという、僕、これみんなに聞きたいんですけども、時間も時間なので、総務課長、自信を持って今みんなが、各課の課長が言った思い、これをちょっと総務課として企画していただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

なかなか難しい問題だとは思いますが、やっぱり住民の方がいろいろな地域課題はあるとは思いますが、安心して住んでよかったと思えるような行政を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

移住・定住やったら移住・定住、もう徹底的にやると。移住・定住にひもづく問題は何なのかと。移住・定住が成功したらどんな町になるのかというのは、やっぱり今さらって言うてほしいなとちょっと思いました。

やっぱり職がないから住まないのか、家がないから住まないのか、そもそも住まないのか。でも、今現在、僕たちは笠置に住んでいて、この笠置が好きだと思っていると。それに対して、やっぱり公助の部分が何が必要なのか。もう今、課長が声そろえて、3人ぐらいが移住・定住とおっしゃっているわけですよ。やっぱり総務課としては、もう移住・定住が自分の中でずんと落ちてやなあかんと思う。

僕も移住呼びかけ人として、京都府の制度で3年ぐらいは活動させていただきました。その中で、移住というものが何がネックになって何が魅力なのかというのは、やっぱりもう出てやなあかしいと。空き家の掘り起こし、地方創生で350万円から始まったという流れもありながら、まだ空き家の掘り起こしをしなければならぬ。その辺はやっぱり大きな課題なわけですよ。じゃ、あのとき投下されたお金は何だったんだと。そのひもづけまでやっぱり説明できないと、公共事業の在り方というのはどこにあるのかという話になってくるというふうに、僕はちょっと思っています。

だからこういう質問、いじわるなわけではないんですよ。ただ、僕は担当課の課長が今どんな思いでこの今仕事に努めているのかというのは、すごい気になったんでお聞きした次第であります。だから、そういうどこが本質なのか、言うたら中町長のお墨つきはどこなのかということはやっぱりみんな熟知していただいて、その目標に向かって仕事をしていただければ、住民さんの笑顔も増えて、役場の来庁者も増えると僕は信じておりますので、そこは切に思っていたきたいなと思っております。

では、小学校の在り方についてお聞きいたします。

現在、児童数24名、来年度22名、令和4年度20名、令和5年度18名、令和6年度16名と、今後の小学校の在り方にどのようにお考えか。笠置町は複式学級についてもどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

小学校の今後の在り方についてという御質問だと思います。

御承知のように、来年度以降、小学生の数がどんどん減少していきます。教育委員会ともお話をしたんですが、来年度は京都府の補助金基準を落ちてしまいまして、24名というこ

とで、2人の会計年度任用職員を置かないと、単式授業が維持できない、それは単費になりますということです。その経費については、どのような方がお見えになるかそれも分からないんですが、ざっと850万円ぐらいかかるのかなという試算でございます。その850万円の単費負担を今さら……

(発言する者あり)

町長(中 淳志君) 2人です、2人で850万円です。今さら来年度、複々式にしないといふことはできません。当然、課題として複式、複々式についての議論といふのはどこかでしていかないと仕方がないのかなといふふうには思っています。

しかしその前に、まずは学校でのカリキュラムの策定等々の対応、それから保護者の対応です。きちんと説明できるのか、それとも説明できないで、不安だけ残して移行しますといふことはやっぱりできません。それから、小学校だけでなしに保育所についても、やはり保護者のほうにきちんと説明できるようなことをしないといけません。

また、行政サイドといたしましても、現に複式学級を行っている京都府下の小学校、この近くでは笠取小学校がございしますが、そこへの視察とか意見聴取ということを行行政側としてもやる必要があるでしょう。教育委員会部局については、現在のところ単式を続けたいといふふうな意向でございしますが、果たしてそれがいつまでも笠置町の単費で続けられるかどうか。850万円と言いましたが、これずっと続けると、6年間で5,000万円になります。その負担をいつまで続けられるのかということに、根本的な問題がございします。

これ、どこかでやはり判断をしていかなければならない問題なんです、しかしその前に、我々行政サイドとしてやれるべきことがあるんじゃないのかと。例えば実効性のある空き家対策もそうです。それから起業の支援でありますとか、それから観光客の誘致でありますとか、いろんな条件を考えた上で、子供たちが増えていく、または健康に育っていける、そういうような環境づくりといふのを少なくともやっていかなあかん。その中には先ほど杉岡議員のほうから御質問のございました結婚新生活に対する支援も含めて、総合的な施策を考えた上で、それでも駄目だったら、さてどうしようかといふ次の議論に移っていくんじゃないかといふふう考えています。

とりあえず、来年度850万円については、単費で負担する覚悟しております。財源どうせんねんというお話があるかもしれませんが、財源があろうがなかろうが、とりあえず来年度は2人の会計年度の職員さんに来ていただいて、単式授業を継続していただきたい。再来年度については、まだ未定です。おそらく協議を開始するとすれば、5月、6月時点ぐ

らいからお話を始めないと間に合わないと思うんで、その辺のことについても、教育委員会側とまたお話を進めさせていただきます。

ただ、私個人的には、少人数制の教育というのは、それはそれでメリット非常に大きいわけですから、守っていききたいなというふうには考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕は単年の学校を守るべきだというのが思いでありまして、なぜかという、メリット、デメリット聞こうとは思っていたんですけども、僕、メリットないと思っているんですよ。実際、複式に。なぜかといったら、これ先生の負担めっちゃ大きくなるんです。先生が2学年の授業を用意しなあかん。ましてや学校の先生は減ると。これ働き方改革から見ても、僕はマイナスやと思っているんですよ。だからその辺も加味したら、やっぱり単年を守らなあかん。

しかも、移住・定住の中で、言い方悪いんですけども、複式学校って僕はそんなに魅力がないと思っているわけですよ。単年であるから行き届いた教育ができると。それこそもう一丁目一番地に移住計画を持ってきてくれはるんやったら、こんな問題ない問題なのかもしれない。それぐらい急ピッチでやらなあかんわけですよ。25名を下回ったら複式が始まってというのは、もう当然皆さん分かり切っていることなんで、何度も言いませんが、じゃ今のうちにやらなければという話ですよ。来年度22名、令和4年度20名と。じゃこれどうやって5人確保するのか、10人確保するのかと。どんな人に移住してもらわなあかんのやと。

これもうさっきの話と一緒に、どこから見て移住を進めるのか。まちづくりってほんま人づくりやし、いろんなことを考えなあかんわけですよ。単に移住といたって。教育がままならんところに、何を夢持って親は投資するのかと。人生を投資するわけですよ、はっきり言いますけれども。じゃ今、笠置に人生が投資できるのかということを考えないといけないわけですよ。だって住んでもらって、じいちゃん、ばあちゃんになるまでいてもらわなあかんのですもん。それ僕らも一緒ですわ。今、小学校3年生が一番下ですよ。自分のちびが卒業する頃には、もう20名切ると。

これ僕、いろんな親御さんに聞いた中の話ですけども、やっぱり統合された学校とかの統合側、受入れ側じゃなくてなくなった側、学校がなくなった側の親の話を聞くと、やっぱり10名になるまでに何か措置をしなければいけないと。それを過ぎたら、もう学校なくな

りますよと。うちの場合も南山城村に小学校あるんで、安易にもうそんなん統合したらええねんみたいな声はよく聞きます。そやけれども、笠置町に笠置小学校があるわけですよ。そこにちゃんと思いを持たないと、さっきの介護計画じゃないですけども、子供の声が町から消えるというのは、もう絶対あかん。もうどこの町行っても、絶対に子供の声聞こえへんかったら、やっぱりお年寄りも寂しい顔をしてはるんですよ。

だから移住・定住だけじゃなくて、この小学校の問題に関しては、やっぱり山村留学も含めた中で検討いただきたい。どう思うでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。

小学校の統廃合問題なんていうのは今全く考えておりませんで、少なくとも地域コミュニティの存続ということで、地元小学校があるということの意義が非常に大きいわけですし、同時にまた南山城村の小学校と合併という話になってきますと、子供たちに往復1時間、余計に通学のための負担をかけることになります。それは果たして子供にとっていいことなのかというような問題。

それから、小学校の低学年での授業の非常に大切さというのは、統計上もはっきり出ておりました、小学校1年生、2年生の間にきちんと習得する学習意欲でありますとか、学習の姿勢をきちんと習得していくということは、後々、小学校6年間、また中学校3年間を通じて非常に大きな格差になって出てくるというのは、統計上明らかに出ております。そういうことも踏まえまして、現在のところ来年度については24名になっても、これは担任式の、要するに6学級制を維持するということについて、これは方針として出しております。

再来年度以降については、町の財政状況がどうなっているのかということも含めて、総合的に勘案しなければならない問題ですが、その前に移住・定住政策をどこまでしっかりやっていけるのかというほうが大事なことだと思います。今どうするんだということではなしに、本来はもっと前からきちっと考えていかなければいけなかった問題じゃないのかなという気はしていますが、私自身の取組として、この移住・定住政策、一生懸命、町の根幹政策の一つとして位置づけてやっていく覚悟でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

町長おっしゃることはよく分かるんですけども、何分、移住・定住と小学校教育の学年の部分のお金は分けて考えていただけたらなと。そこを一緒くたにせず、教育は守るもの、

移住はまた募るもの、そこはもう分けて考えていただきたいなと思います。

続きましての質問です。

笠置町の観光についてお聞きします。

笠置キャンプ場の閉鎖についてですが、今回で3度目の閉鎖となりますが、開けるか閉めるかの2択しかないのはなぜなのかお聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをいたします。

笠置キャンプ場につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これまで3回の閉鎖を行ってまいりました。本来、キャンプ場は屋外の施設であるため、いわゆる3密にはなりづらい環境ではございますが、やはり多くの方が御利用される共用トイレや炊事場などございまして、またこの秋以降も他府県からの利用者も含め、増加傾向にございました。この結果、混雑により利用者並びに従業員の感染リスクが高くなることが予想されたところでございます。

笠置キャンプ場では予約制を取っておらず、またテントの設営場所の区画割り等を行っておりませんので、早急に密を避けるための有効な手だてというものがなく、観光笠置とも打合わせ、協議の結果、閉鎖の判断をさせていただいたところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 閉鎖の事由については理解しました。ただ、1回目、2回目、3回目なわけですね。それで、全く同じ手だてしかないというのは、これサービスにおいてどうかと思う部分があるわけです。この間、町から配布していただいたキャンプ場閉鎖に当たっての報告書の中に、3項目ですか、できない理由が、オープンできない理由が書いてあると。これを是正したら、もう閉めんでええのという話やと思うんですけども、その辺ってどうなんですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

御報告のほうでは、9月以降も月1万人を超える利用者がありまして、特に週末には入場制限が必要となるような状況であったことと、先ほども申し上げましたが、共用トイレや炊事場では多数の方が集まり、密になるといった課題がございます。これを解決するためには、先ほども申し上げましたように、他のキャンプ場でやっておられるように予約制にしまして、入場制限といったものを行うことで、密を避ける方法などが考えられるところではござい

す。ただ、この場合、区画の整理でございますとか、受付を含めました予約管理の方法などにつきましても検討していく必要があります。直ちにこの方向性や対策をちょっと決められるものではないのかなというふうに思っております。

また、笠置キャンプ場につきましては、これまでからも予約が要らない、自由度の高さというのも人気の要因となっているところがございます。今回、閉鎖をさせていただくということでお知らせをさせていただいたところ、やはりSNSとかそういうふうなところで、行きたいときに行けたのに残念といったような書き込み等、お声、多数あったというふうに確認もさせていただいております。こういったところの利用される方のほうのニーズといったものも踏まえた中での運営方法というのを今後、観光笠置さんとも慎重に検討するということが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

また、問題点の3番目とさせていただいております入場受付によるところの料金收受の際に、従業員の方と利用者の方との接触が多くなってしまっているという、この点につきましては、これも一つの方法例として、キャッシュレス決済でありますとか、今はやりの。そういった方法というのも考えられるんですが、やはりそういったことを導入いたしますと、毎回、決済手数料といったものが発生したり、また売上金の入金手数料など新たに発生してくる費用というのものも、そういったものの問題もございますので、ただ、確かに現金の受け渡しというようなところでの接触感染の危険性というものを減少させるという部分につきましては、かなり有効な手法やというふうにも聞いておりますので、今後、導入に向けた検討というものも行っていきたいと。

このような解決策というものが、ちょっと考えられるのかなといったところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長おっしゃったように、土日ではばんばんになって、渋滞できること多数ありました。僕も最終日ですか、4泊ぐらい河原にいたんですよ。最終はやっぱり人少なかったんですよ。

何が言いたいかいうたら、平日、別に開けたんちゃうのというふうにも思うわけですよ。僕、利用者として思う部分は。やっぱりコロナの報道が大きくなると、キャンプ客も減るわけです。みんな自粛するんで。休日が混むんやったら、休日だけ閉めたんちゃうのと端的に思うわけですよ。それが1つ。

それで、さっきの非接触なんですけれども、僕もいろいろ調べました。今、一番最新が、

もうアプリで全部済ませちゃうと。QRでもうびっぴで全部いけると。もうそれで予約も全部管理するということなんですからけれども、これやるとやっぱり区画割りが必須になってくるのかなというのは、僕も利用する側として思うんですよ。

これ間ついたらええんちゃうかなと思うんですよ。何かといたら、チケットのやつあるじゃないですか。チケット、300円で1日泊まれるとか、加茂とか精華とかにもようあるじゃないですか。あれをやれば、おばちゃんらの仕事も守れるなど僕、思っているんですよ。何でもかいうたら、チケット管理はできるわけですよ。チケットを例えば何人分買っているのか、何日分買っているのかというチェックは絶対必要なんですよ。だから人員の削減はなくていいわけです。これ仕事1つ守れると。何かといたら非接触やと。現金やと。課長おっしゃられた課題はそこそこクリアしたはず、今。

問題はやっぱり区画割りなんですよ。どのタイミングでどうするか。別で駐車場設けるのか。いこいの館の駐車場をキャンプ場のために開放するのかみたいな仕組みづくりは、確かに必要やと思うんです。ただ、やっぱりお金もらうタイミングと多分一緒なんで、そこまで大きな問題にはならへんのかなとも思っているんですよ。その部分で考えれば、1台四、五百万円らしいんですよ、機械が。コロナ対策のお金がまだあるのであれば、住民の仕事している人も守れるし、利用客も守れるしというふうには考えられないのかなと僕は思っているんですよけれども、いかがなものでしょう。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員、いろいろ御提案をいただいたのかなというふうに思っております。

システムの導入等、費用のことも御心配をさせていただいております。財源となるような交付金というものがあるのかということ。それと、あとやはり一番心配をさせていただいている区画割りの問題、あとそういった入場のシステムを変更するということに対して、やはり利用者の方に対する周知というものもまた必要になってきたりということも、いろいろ多岐にわたっての準備というものが必要になってくるものなのかなというふうに考えております。

今おっしゃっていただいたような総合的なシステムというものは、ちょっと考えてはおらなかった部分でもございますので、今後、管理していただいている観光笠置さんのほうともいろいろとまた調整、検討のほうをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） コロナについては、第4波があるのかないかまだ分かりませんが、ずっと同じような手だてで、せっかくついた顧客さん、笠置のファンを逃がすような観光施策はやめていただきたいなと思っております。

次にいきます。

笠置山の観光について、テレビや各種SNSでの情報発信のおかげか、笠置山の来場が増加しておりますが、交通問題は認識されておられますでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございますが、笠置山の観光に関しての交通問題としては、府道笠置山公園線の道路改良の要望やピーク時の混雑対策、それから笠置山駐車場が満車の場合の路上駐車、こういった問題のほうをお聞きしておるところでございます。

その中で、府道の改良につきましては、これまでからも部分的ではございますが、京都府において拡幅でありますとか、待避所の設置をしていただいております、これにつきましては、引き続き要望等も行っていただいております。山頂駐車場につきましては、駐車可能台数が20台程度ということでございまして、以前からもみじ公園のライトアップの時期には混雑が予想されるということで、後半の3連休及び週末のみではございましたが、本年度につきましても警備員のほうを配置いたしまして、混雑の緩和に努めておったところがございます。

ただ、それ以外の日におきましても、駐車場や道路が混雑した日があったというようなことで、住民の方に御迷惑をかけたといったことのお話はお聞きをしております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

駐車場問題ですね。テレビに乗ったり雲海が見れたりということで、結構、紅葉の時期より伸びているはずなんですよ。

何が言いたいかという、今、駐車場に止めているお客さん、それがお子さん連れやっただとしたときに、結構、子供ってどんと開けてぱっと走ったりしますやん。そういうことってあると思うんですよ。柳生方面から来られるお客さん、結構バイカーが多いと。バイクに乗っている方が多い。下から来る人は車が多いと。両方に言えることなんですけれども、バイクって結構なスピードで来ますよね。ぱっと子供が出たときに、もうこけるしかない。砂

利なんで、止まることができないと。下から上がってくるお客さんは、1回死角になるんですよ。こう上がるから、あそこって。すんなり行くんじゃないんですよね。1回目線切れて、車が真っすぐになる。ここですごい危ないことが多々見受けられるという声が、もう現状聞かれています。

なぜ今これを言うかといったら、スポーツの聖地事業でもっと来場客が増える見込みがこの先あるわけじゃないですか。それに対して、やっぱり町としてその是正はしていかなあかんのちゃいますかと思つとるわけですけれども、いかがなものでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございますが、笠置山山頂駐車場の問題、山頂駐車場につきましては、史跡名勝地ということでございまして、なかなか例えば利用者が増えてきたからといって、直ちに新たに駐車場を設置したりということは、非常に困難な場所であるかなというふうに考えております。

それと、バイクが砂利道で滑りやすい。確かに、構造的にはそういったことになるのかなというふうに思いますが、一定、町道笠置山線の工事が終わりました、それが駐車場に接続されておると。その駐車場内につきましては未舗装の状態、いわゆる碎石を敷いただけの状態でございます。

もし仮にスリップを防止するようなために、あそこも同じように例えばアスファルト舗装を施工するといった場合、これは多分、文化庁のほうの現状変更の許可等が必要になってくるのかなというふうに思われます。そうなりますと、なかなか結構、申請とかいうような形で時間もかかったりするのではないかなとは思いますが、それが事故防止につながるということでありましたら、接続する町道の管理並びに府道の管理者のほうともやはり協議というものは必要になってくるのかなと思うんですが、そういったことも視野に入れた検討というのが必要なかなと。

あとは、もう一つはスピードが出やすいということであれば、駐車場ですんでスピードを控えてくださいねというような、例えば啓発看板とかいうようなことも考えられるんですが、看板の設置につきましても、現状変更等が必要になってきたりするようなケースもありますので、そのあたりも教育委員会さんなんかとも相談させていただいて、何らか取り組めるような手法がないかというものを探してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 困難を乗り越えることが、僕は公助だと思っております。だから問題点というのは、課長気づいておられると思いますんで、そこに対して愚直に取り組んでいただければ幸いかなと思います。

続きまして、観光ごみについてどのように取り組まれているのか。観光ごみとはどこまでの認識をされているのかお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光ごみ、かなり広い範囲の指定で、もしかすると坂本議員の想定されておる中身と異なるかも分かりません。お答えをさせていただきます。

一般的による観光ごみにつきましては、やはり多くの観光地のほうがその対応に苦慮されているということだと思っております。当然、観光客が来られて、町内で消費に伴って発生したごみ、これが一般的に言われる観光ごみと言われるものなのかなと思っております。

笠置町におきましては、笠置キャンプ場につきましては、観光笠置においてごみの処分等をしていただいておりますが、例えば閉鎖をさせていただいたときでありますとか、もしくはキャンプ場が満員で入れなかった場合、違うところの河川敷でキャンプをされたというような方が、大概の方は持ち帰りというような形でいただいているんですが、中にはごみを放置されるといったケースもございまして、そういった場合にはボランティアの方に収集していただいたり、また町の職員のほうが向かわせていただいて、回収に当たったということも何度かございました。

これはもう観光地の一般的な問題になるのかとは思いますが、今後も観光客の方のマナーに訴えるような形になるのかも分からないですけれども、引き続きごみの持ち帰りといったようなものをお願いするような啓発は必要なのかなというふうに認識しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

観光ごみについて、やっぱり利用者にマナー云々だけを押しつけるのは、もう不可能やなと思っているんですよ。キャンプ場においても、いわゆるたき火の跡、直火の跡、たき逃げというんですよ。キャンプ用語で「たき逃げ」というんですけれども、もうめちゃくちゃあるんですよね。自分で直火してかまどを組むんですけれども、それをマナーとモラルでいえば、ばらすところまでがキャンプのマナーなんです。でも、それも全然できていない。

今回、飛鳥路の沈下橋のところ、すごいごみしてあったんですよ。僕、SNSで上げたんですけども、もうすごい12万人ぐらいですかね、ツイッター見ていただいて、えげつない数のリツイートついたんですよ。だからやっぱり笠置が今アウトドアでどれだけ関心あるかということと、どれだけ見られているか。

これボルダリングでもそうなんです。ボルダリングエリアでバイク乗り入れて、ボルダリングの石ありますよね、架台がある石。登れる石のもうすぐ下でたき火したりとか。これ僕、注意しに行ったんですよ。まあまあしっかりしたお兄さんで、怖いなと思いながら行くわけですよ、実際。こういうのが橋の下のバーベキューとか、結構パターンもう決まっていますんですよ、笠置の中での課題が。それに対してモラル、マナーで訴えていくというのはもう限界ですわ。しまいには、ボルダーとバーベキューしている人らがけんかしたりとか。よかれと思って注意したことがあだとなって、もしかして打ちどころが悪かったら死ぬかもしらんとか。そういうことになりかねへんと僕思うんですよ。

だからあそこに立て看板、バーベキュー禁止とか立てているけれども、全然効力ないわけですよ。それでもマナーとかモラルというふうなところに頼り切りになるのは、僕はもう限界が来ていると思うんですけども、課長、どう思いますか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

確かに注意した者が、逆にそういった被害に遭うといったケースもあつたりするとは思いますが。ただ、観光地のごみ対策というのは、確かに両極端であるのかなというふうに思っております。先ほど申し上げたみたいに、基本、持ち帰りが原則ですよといった部分と、それとやはり観光客も例えばごみを捨てる場所がないと。正しくごみ箱に捨てたいんだけど、そのごみ箱すらないといったような観光地なんかもあると。そういうふうなところだと、例えば観光客は1日そのごみを持ち歩かなければならないのかといったようなことが、問題になっているというふうなところもお聞きをしたりしているところでございます。

例えば笠置町の場合、どういうふうな形で今後取っていけばいいのかというふうなところになってくるかとは思いますが、なかなかマナーとモラルだけでは解決しないというものであれば、何らか、じゃ具体的にどのような形をすればいいのかというふうなところになってくるかとは思いますが、今ちょっとなかなかすぐにこういうのはどうですかといったちょっと提案はできるものは持ち合わせておりませんので、先ほどおっしゃっていただいたボランティアをしていただいているような団体さんとか、他の観光地の先進事例であり

ますとかいうものもちよっと調べさせていただいて、何らか取組としてやっていけるものがあればというようなことで、一度検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

1つ、2つ事例を挙げるとしたら、野迫川村、天川村、ここにはバーベキュー禁止条例みたいものが存在します。現行そうやって対応しているところもありますし、どうやったらマナーがよくなるのかということも含めまして、動線をやっぱりつくっていかなあかん。やったらあかんのはやったらあかんし、それにきちんと罰則を設けるというふうに条例組んでいるところもあります。僕はもうこれ議員立法含めて、僕もできることがあれば確実にやりたいなと思っております。これも絶対に来てくれる笠置のファンを守ることになるんで、待たないやと思います。確実にボルダリングのお客さんも増える。これはもう絶対ですわ。そこをイメージして、課長には努めていただきたいなと思っております。

続きまして、いこいの館についてお聞きします。

京都府との協議の進捗状況を聞かされたい。

なぜかといいますと、さっきの松本さんの質問でもあったんですけども、僕は議会、テレビで見ていたんですけども、なぜいきなり特別委員会を開くようになったのか、その経緯が全く見えなかったんですよ、あの質問の流れでは。西さんが質問されていたんですかね、当時。されていたんですけども、そこでは京都府との協議が進まないの、一切進んでいませんみたいな発言やったかなと僕も記憶しているんですけども、その辺ってどういう時系で特別委員会を開催しなあかんというところまで至ったのか、そこをお聞きしたいなと。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。

おっしゃるとおり、松本議員のほうから御質問がございまして、運営対策特別委員会でご説明をさせていただきたいということがございます。京都府が出していただいたのは、営業の再開についてのプランでございます。その中には河川の一体化、河川のオープン化した後の一体化も含めたプランでございます。このプランは、笠置町から京都府のほうにお願いして出していただいたものでございます。その具体的な内容のご説明を一旦はさせていただきたい。そして、京都府さんが御提案いただいた中身について、町としてどのように考えるかということについての議論をしないとイケません。それについての町の基本的な考え方、基

本的な問題点の所在についての説明をさせていただきたいということでの申出でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕の中の考え方が間違っているのかどうかというところもあるんですけども、いこいの館は笠置の財産であると。笠置町の財産を京都府のプランがどうだこうだの説明したいというのは、僕はちょっと違うのかなと思っております。一議員活動としては、やっぱり笠置町がどうしたいのか。あそこをこれから先どう使っていくのかということ京都府に対して提案すると。そういうふうな形でないと、じゃ京都府の保養所にもしてもらえればどうなんみたいな話になってくる。町長の今の答弁やと、そういうふうには聞こえるんですよ。町から言ったんじゃないで、京都府がこういうプランを出してきてくれたから、それを議会に下ろすと。それは僕ちょっと違うんじゃないのかなと思っております。どうでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。

京都府が提示していただいた再建プランというのは、あくまでもプランでございまして、それについてそのとおりにやるとか、京都府が責任持ってやっていただくとか、そういうお話じゃなくて、あくまでもいこいの運営、今後の運営について責任を持つのは笠置町でございます。どういった経過かということは、私自身は分かりませんが、再建案についての御相談を京都府のほうにされたらと。営繕のほうも入っていただいて、どの程度の経費がかかりますよというそのプランも出していただいた。それについて、笠置町としてじゃ今後どうしていくのかという具体的な施策、方針というものを考えなければいけません。その一つの参考例になるような中身だというふうに私は理解しています。

あくまでもいこいの再建、再開についての協議というのは、単にいこいに何人客来て、どれだけ売上げあってという問題じゃなくて、もっと言えばいこいのお客さんをどういうふうにして増やしていくのかでありますとか、同じような経営状態で再開してよいのかどうかというようなことも含めての検討をしないとイケない。それについての議員の皆さん方の御意見をお尋ねしたいということです。

その後、やはり住民の財産でございますので、住民の方々のやっぱり御意見も伺いながら、今後の経営方針または再建方針を明らかにしていきたいという、その手続的なことを進めていきたいということでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） それでは、特別委員会楽しみにお待ちしております。

最後の質問です。

新型コロナウイルス感染症の感染対策で、今年度はほとんど笠置の観光イベントが中止となりましたが、観光施策としてその方法しかなかったのでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃっていただきましたとおり、本年度につきましては、さくらまつりをはじめまして夏まつり、もみじまつり、鍋フェスタと、全てについて中止の判断をさせていただいたところでございます。新型コロナウイルスの感染防止対策といたしましては、やはり 3 密を避けるといったことが基本とされております。中止させていただきました事業につきましては、本来、全て屋外での開催というため、3 密のうち密閉とはならないものの、町外からも多くの方の御来場をいただき、密集・密接の状態となることから、全国でも同様のイベントにつきましては、多く中止をされたというところでございます。この判断につきましては、住民の皆様をはじめまして、参加者の安全確保のための判断であったというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

1 つ提案ですわ。例えば花火ですよ。花火、オリンピックも延期されて、警備は多分つけたと思う。警備を減らそうと思ったら動員減らしたらええし、やり方は何ぼでもあったと思うんですよ。打ち上げ日を告知せずに花火大会やっているところもたくさんありましたし、何とんでも笠置にはキャンプ客がぎょうさんおると。キャンプ系ユーチューバーと呼ばれる人たちがいっぱいいるんですけれども、多い人であったら何人ぐらい見ておられるかというと、40 万人超えるんですよ。笠置町の花火を普通に体験してもらうのは、1 万人いたらええんかなと思ったりするぐらいですわ。でも、1 人のユーチューバーで 40 万人に笠置の花火提供できるんですよ。

どうするかといったら、オフ会してもらおうとか、こっちが企業案件として出すとか、それで笠置の認知度ってめちゃくちゃ上がるわけですよ。しかも、観客入れずに。笠置町で端的に花火をして経済効果をどこまで入れるのかというのは、多分、行政も持っていない。その中で、ユーチューバー 1 人呼んだらそれだけの効果が上がると。これお金の無駄遣いです

かと。来年につながりませんかというふうになってくるわけですよ。だから端的にやめると
いうのが僕にはちょっとないんですけれども、どう思いますか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

中止の判断をする前に、そういった検討ができなかったのかといったことなのかなという
ふうにも思います。

ただ、今年度は先ほど申し上げましたように、中止というような形でさせていただきました
が、今後につきまして、一旦中止としたイベントとかにつきましては、今後どうやってい
くんだというような問題は出てまいります。それに際しましては、やっぱりイベントの再開
というものに向けまして、事業の内容を見直すでありますとか、ただ、実施再開するに当た
りましては、やはりコロナの感染対策というものも盛り込んだ中で、考えていかなければな
らないというふうに思っております。

イベントの開催方法というものもやっぱり変えていく。今、坂本議員おっしゃっていただ
いたみたいに、例えば屋外のイベントであっても入場者を規制して、制限することによって
密を避けるであるとか、笠置町のイベントの多くはやはり夏まつりにしろ、鍋フェスタにし
ろ、飲食というものが提供されるブースというものが出ていました。飲食の際の会話による
飛沫感染というのが、今一番、感染の原因になっているんじゃないかというふうに報道でも
言われております。こういったものも排除したような形でのイベントの開催でありますとか、
今おっしゃっていただきましたユーチューブなど、確かにオンラインでのイベントというも
の、開催されているといったものも最近出てきているように思います。

笠置町でこれまでからやらせていただいていた事業でありますとか、観光のイベントだけ
に限らずですが、そういったものの中にも、やはりオンラインで実施していけるようなもの
というものも確かにあるかもございませんので、次回以降につきましては、そういったやり
方というのも視野に入れたような中で検討していく必要があると、このようには考えており
ます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

隣の和束町でも、茶源郷まつりウェブでやっていますし、できんことはないんですよ。僕
も今年、京都府のPTAの中で、近畿大会と京都の大会はウェブで開催いたしました。全て
がそういうふうに次の生活様式みたいな話がぎょうさん出ているんで、端的に大人がもう子

供の思い出なくしたりとか、文化なくしたりというのは、僕は公助の部分でやめていただきたいと切に思うわけですよ。だから創意工夫で何とでもなるし、今まで以上の経済効果は絶対生めると思う。その知恵を出すのが僕たちの仕事だと思いますんで、その辺はよくよく加味していただいて、今後の行政活動にしていきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで坂本英人議員の一般質問を終わります。

15時55分まで休憩します。

休 憩 午後3時36分

再 開 午後3時54分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

6番、田中良三議員の発言を許します。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

過疎化問題についてお聞きます。

高齢者、後期高齢者が笠置町の人口の半分以上を占める状態の現在、町長はどのように考えておられますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

高齢化の問題、少子化の問題等々について、有効性のある、言い換えますと実効性のある対策を今後講じていく必要があるというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

今、実効性のある対策と言わはりましたけれども、どういう対策が実効性あるんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

国において、空家等対策の推進に関する特別措置法というものがございまして。この第10条に、町が管理しております固定資産税台帳、その他の台帳を使って、空き家対策や特定空家と言われるいわゆる危険家屋の除去に関して、その資料を使うことができるというふうに定められております。これに基づきまして、現在、第3回目の空き家の調査、これは特定空家を含む、要するに危険家屋を含む調査でございしますが、これは協力隊員のほうに実施していただいているところでございます。この中で、当然ながら民地になるわけですから立

入りはできないんですが、外見上から判断して、空き家対策というか、空き家バンクに使えるような不動産、家屋を把握してくださいということで、今現在、調査を進めているところでございます。

その1回目の8月に行いましたポスティングについては、全く反応がございませんでしたので、これはやっぱり留置家具の問題があるのかなというふうに考えております。この留置家具の搬出をしない限り、空き家を貸していただけないといいますか、空き家バンクに登録していただけないというふうに考えておりますので、この留置家具の搬出に関して何らかの措置、援助というものをしていかなあかんのかなと。

その前段階として、1回貸していただけないようなとか、利用できそうな空き家の所有者に対して、何らかの形でアンケートを行いたいと。これは先ほどから出ております小学校の児童数の減少の問題でありますとか、また新規就労でありますとか、町内での起業の問題等々も含めまして、町の活性化のために空き家対策は実効性のある形での進め方というものを模索していく必要があろうかというふうに考えております。この件に関しましては、なかなか空き家対策、空き家バンクの登録が出てこないということで、一度、京都府のほうにも事情を説明させていただいています。

ただし、町で行った措置についてどのような効果があったのかということも含めて、また京都府のほうと協議というか、要望活動を続けていかなあかんのかなというふうには感じています。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

今、町長が言われましたけれども、担当課長にお聞きします。

空き家住宅の現在の笠置町の対応できる、管理している物件数はどれぐらいありますか。

空き家住宅にIターン、Uターンを呼び込むための現在の状況はどうですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、活用可能であります登録されております空き家バンクにつきましては、ホームページ上は2件でございますが、1件ちょっと取下げの申出をお聞きしておりますので、実質は1件でございます。

2点目でございますが、空き家住宅にIターン、Uターンを呼び込む施策といいますか、

状況ということでございますが、Iターンの場合は生まれ育った地域から別の地域に移り住むこと、Uターンはもともと笠置町におられた方がお仕事の関係とかで大都市におられて、そういった方が笠置町へ戻って住んでいただくといった、そういうような形なのかなというふうに理解はしておるんですが、Iターン、Uターンというものにこだわりませず、やはり人口減少対策というような形で、移住・定住の促進というものは続けていきたいというふうに考えております。その下地ということで、空き家バンクの登録数を増やすといったことで、今現在、調査等を進めてさせていただいておるところでございます。

先ほど町長のほうからもございましたが、いろんな手法を使いまして、空き家バンクへの登録件数、増やすことによりまして、移住・定住の受け皿をつくっていききたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いたします。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

Iターンの場合、笠置町には仕事をするとところがないのが現状ですので、この付近のところで仕事ができるような企業と対応できたら、またIターンができるんじゃないかなと思うんですけれども、それに関してはどうですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問でございますが、企業との提携、タイアップといった形になってくる部分であるのかなというふうに思っております。ただ、現役世代の方がIターンというような形の場合、なかなか職を変えてまでというようなところは難しいのではないかなと。そうやってまいりますと、通勤圏内の方で大都市のほうから笠置町のほうに移り住んでいただくというような形が、そういったものにつながるのかなというふうには思っておりますが、なかなか企業なり何なりと提携とかいった部分については、具体的に行うというところは難しいのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

町の現在の状況で、限界集落、過疎化を解消するため、現在の対応以上に対策が必要と思っておりますが、空き家対策以外にほかにどのような対策がありますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの田中議員の御質問です。

空き家対策というのは基本的に住の問題ですんで、どこに住むのかということで、住居の確保というのはもう必要最小限、必要なことだと思います。

あと、Iターン、Jターン、いろいろありますが、Uターン、いろいろございますが、町内で住んでいただいとということになりますと、例えば後継者の問題です。後継者に帰ってきていただくというようなことが考えられます。これは簡単に申しますと、商工会加盟の小売業の方々の子供さんとかがある程度定年の時期を迎えて、等々のことで笠置町に帰ってくると。帰ってきて商売を継ぐというような形での笠置への帰町というのは考えられます。

これをやっていくためには、一定の商工会、特に小売業、飲食業について何らかのバックアップというか、援助が必要やと思うんです。その仕組みづくり、どうやったら笠置町の小売業の売上げが増えるのかというようなことも考えないといけません。これについては、一番手っ取り早いのは、観光客に物を買ってもらおうということしかないわけで、これについての総合的な施策というものに取り組んでいかなあかんと。とにかく例えば河原のキャンプ場におられるお客さんに、町内を歩いてもらえるような仕組みというのを考えていく必要がございます。そうしたものに関しては、来年の4月に駅前にフリーWi-Fi、それからキャンプ場も入りますが、フリーWi-Fi放り込みます。その活用で、町内歩いてもらえるような形をまずは考えてほしいと。

それからお茶の京都DMOなんかにもお願いしているんですが、観光行政の広域化というものを考えていただきたいと。それによって、笠置に来町される方の数を増やしたいということがございます。そのような方向で、施策を検討しておるところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

今、一層の対策をお願いいたしまして、この件は終わります。

その次、災害についてお聞きします。

東日本大震災の後、内閣府から市町村に要望する災害発生時のトイレの確保・管理計画を策定されていないことがアンケートで判明しましたが、笠置町はトイレの確保・管理計画は策定されましたか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

当町におきまして、トイレの確保計画というものは義務化にもなっておらないということもありまして、現在、作成はしておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 災害時にインフラが寸断され、トイレが使えなくなると、感染症など被災者の健康被害を招くおそれがあり、激しい揺れで下水管がずれたり、便がうまく流れなかったりとトイレが悪臭を放つおそれがある。また、ノロウイルス等に感染し、腹痛や嘔吐などに襲われ、トイレの不衛生が原因の一つになるとありますが、一部の避難所で来年度に洋式トイレの改修を予定していると答弁されていましたが、これはどの交付金、補助金、町の単費でやらはるんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

トイレ改修につきましては、新型コロナウイルス対応策の臨時交付金で対応させていただいております。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

仮設トイレや簡易トイレの備蓄を進める予定はありますか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、当町におきましても、簡易トイレにつきましては、備蓄として持ち合わせております。簡易トイレテント、和式のタイプであったり洋式のタイプを2個ずつ、それからテント型の便座つきのもの、あと便袋であったりといったものを整備というか、備蓄をさせていただいております。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

ほんなら仮設トイレは備蓄というか、在庫する予定はないんですか。

というのは、東北のほうの市で大きいところやったらトレーラーに積んで、6台か7台の仮設トイレをもう積める状態で、もうくっつけた状態で置いているところがあるんですよ。いや、うちの場合、小さいからトラックに積む1個でもええから、単費で在庫置かはる予定はないんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

簡易トイレタイプのテント式のトイレというものは、現在、和洋合わせて4つ備蓄をさせ

ていただいております。それにつきましては、そういった必要時においてすぐに設置をさせていただきます、使ってもらえるように段取りをさせてもらっております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

私、今、簡易トイレの話していませんよ。仮設トイレは置かはるんですかと、在庫持たはるんですかと聞いていたんですよ。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問です。

仮設トイレではございませんけれども、今、申しました簡易トイレタイプのテントがそれに代わるものだというふうに考えております。

（「仮設トイレが在庫するかせえへんかを返事してくれやな。これ簡易トイレの話はもうさいぜん聞いたさかい、それで」と言う者あり）

総務財政課長（岩崎久敏君） 申し訳ございません。

今現在のところは、仮設トイレというものの整備というものは考えておりません。この簡易トイレで間に合うものというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

ほんなら、その簡易トイレは笠置町で何個在庫持たはるんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問です。

簡易トイレテントにつきましては、町としては和式タイプが 2 つ、それから洋式タイプが 2 つを在庫しておまして、それにつきましては 1 つずつ、和式タイプでしたら 9, 0 0 0 回の使用が可能ということになっております。また、洋式タイプでは 5, 5 0 0 回の使用が可能ということになっております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） いや、もう私、いろんなところ、簡易トイレなら避難所へ在庫持ってやんと、もし寸断された場合のことを考えたら、間違いなく必要になると思うんです。いや、まだ水害とかのときやったらともかく、地震のとき、万が一、長期の避難になった場合なんて絶対的に必要になると思うんで、在庫の数は確実に避難所に何個かずつは必要やと思うんで言うたんですよ。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 避難所に設置するトイレのことで、田中議員の御質問がございました。

現在、笠置町におきましては、近隣市町村、それから町内の事業者さん等々の災害時の協定というものを順次結んでいこうというふうに考えています。その中で、近隣の事業者さんに対してのいろんな支援の要請の形ができるかなというふうに思います。単に緊急の避難物資、例えばブルーシートを優先的に運んでくださいでありますとか、ブロックが要りますとかいうようなことで、いろんな事業者さんと協定結んでおられます。中にはヘリポート貸してくださいというような協定もあるようでございます。

そうしたいろんな事業者さんとの協定を笠置町単独でやっていくのがいいのか、それとも東部連合のほうでやっていくのがいいのかという議論はまだ残っておるわけですが、何らかの形で事業者さんへの要請というのができるのかなというふうに感じています。例えば建設業さんなんかでは、よく現場に仮設トイレ持って行ってはりますよね。あれをお借りするというようなことも可能かなというふうに思うんで、その辺のことはまた改めて、計画の中で避難所の備蓄品等々の拡充と、それから機能強化ということの中で検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） よろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで田中良三議員の一般質問を終わります。

次に、7番、西昭夫議員の発言を許します。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。僕も通告に従って、議長のお許しを得て質問していきたいと思えます。

まず、地域おこし企業人、できれば協力隊も含めてなんですが、前回、前年度でしたっけ、どういう活動をしているかというときに、副町長に答えていただいたんですが、今回、2年目もう終わりそうなんですが、最長3年という約束で来てもらっている企業人、現在の活動と今までの今年の成果は何ですか。お願いします。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし企業人の成果、活動、どのようなことかということでございます。

現在4名、地域おこし企業人、笠置にお越しいただいております。京都府内でも一番数が多いということで、大変注目もしていただいております。内訳を申し上げますと、旅行会社

から1名、メディア・情報系が2名、そして銀行・金融機関から1名ということで、それぞれ専門性を持ってお越しいただき、その専門的なノウハウあるいはネットワークを駆使した様々な企画立案、事業に取り組んでいただいております。その中でも特筆すべきこと、幾つか御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、返礼品付きのふるさと納税がスタートしたというのは、これは笠置町にとって大きな出来事であり、京都府内では一番しんがりにはなったわけでございますけれども、ようやくふるさと納税、大きく打ち出すことができた。ただ、返礼品の数というのが少ない、あるいはなかなか手を出しにくいというようなこともございまして、役場の中で職員力向上プロジェクトの職員提案事業の中からも、独自財源、自主財源の確保に努力すべきであるというような提案があり、この返礼品つきふるさと納税と職員提案をドッキングさせていただいて、企業人の方を中心とする役場職員を交えたプロジェクトの編成といったようなことを今考えております。

これにより、やはり企業人がやった、自分たちは関係ないという他人事じゃなくて、自分たちの問題であり、そしてもう一度、職員が笠置町の中をよく見れば、なるほどこれは掘り起こしていけば、返礼品として面白いものができるんじゃないかといったようなものも様々な形で出していただけるように、この拡充、そして職員一人一人が広報マンとなって、ふるさと納税ありますよといったことがPRできるように取組を深化させたいと、そのように考えております。

2つ目に御紹介したいのは、旅行会社からお越しいただいた企業人によって、笠置に地域商社というものが設立されました。名前は「忍者・剣豪地域商社」ということで、伊賀、甲賀、そして柳生といったものが周辺にございます。そういった周辺の優良な観光資源、観光コンテンツを連携しながら、笠置町もその中に入り、例えば柳生であれば、今、御存じのとおり「鬼滅の刃」によって多くの若者が来ております。それがもう一足、二足、足を伸ばしてくれれば、笠置へ来てくれるわけです。どうすればよいかというようなことを戦略的に考えていこう。

そして、インバウンド、今、止まっておりますけれども、甲賀、伊賀、日本遺産にも認定されました忍者、これもやはり隣にありながら、また笠置にも伊賀街道がありながら、そういったものがなかなか誘致できていない、誘引できていない。それを連携する自治体間の連携、観光協会も含めた連携を進めていき、その中で来年春、JR、ICOCA、車載型が使える、そういったものを使う周遊プラン等を地域商社が中心となって立ち上げ、そしてこれ

はもう民間ベースになってきますので、民間のほうに委ねていくわけでございますけれども、どんどんとコロナの状況のある中でできることは何かということを考えて、取り組んでいこうというふうに今進められてきております。

なお、この地域商社の本社に関しましては、商店街の中にあります老舗の旅館で、今は廃業されておられますけれども、そういったところを空けていただき、活用ができる状況になったということも、1つ大きな成果ではないかなと考えております。

3つ目に御紹介したいのは、コロナの中で様々な取組があるわけでございますけれども、先ほど坂本議員のほうからも少しお話がありました山村留学といったようなこと、これは地域おこし企業人発足当初からの継続したプロジェクトで、坂本議員にも御参画いただきながら進めてきました。

これをやはり継続してやっていくべきだということで、改めてワーケーションというような取組の中で、今、国のほうもそれに対して支援ができるというようなこともありますので、ワーケーションを活用しながら、大人が働き子供が学ぶ、親子一緒にというようなことで、体験的な山村留学をまずスタートさせて、それから児童・生徒数にそれが増加につながるように、戦略的に持っていかなければならないわけですが、それには笠置町の皆様方に御協力いただきながら、ホストファミリーをどうするかという様々な課題をクリアしなければなりませんので、ぜひお知恵もお借りしたいというふうに考えております。

最後に、やはりメディアに露出をするために、メディア・IT系の地域おこし企業人が見えないところで大変努力をいただきました。特に京都新聞やKBS京都、NHKといったようなところに働きかけるに当たっては、私たち行政職員というのは大変苦手な分野でございますけれども、そのメディアに精通した職員が動くことによって、うまくそういう下地づくりをしていただき、最近も京都新聞の夕刊に笠置山が大きく出ました。キャンプ場もたくさん取り上げていただきました。起業をしていただきましたジビエのベンチャーも取り上げていただくという、そういう笠置が何か新しいことを、そして古いけれども、今の時代の中で大事な場所だといったことをうまくリリースしていただいております。

あとはそういったものをキャッチアップして、受け皿づくり、先ほど交通の問題も出てきましたけれども、街路システムの構築でありますとか、そういったものを商工業者の利益につながるように、うまく町なかに展開できるような、そういう動きもしていかなければならないということで、そういったことも商店街の活性化事業といったようなものを商工会と一緒にやりながら考えていっているのも、地域おこし企業人の取組として大事なところでござ

います。

以上のようなことを現在させていただき、あと1年の間で、これが例えば笠置町役場のそれぞれの所管課の中にうまく吸収できるようにするとか、あるいは地元の商工業者の中でこういったものを活用し、それぞれの事業展開がうまく運ぶようにしていくとか、そういうような流れをやはりつくっていきたいと、このように考えておりますので、ぜひとも皆様方の御協力、御支援をいただければと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 商工振興課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。西議員のほうから併せて地域おこし協力隊についても御質問がございましたので、商工観光課のほうからお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、現在2名隊員がおります。この2名につきましては、本年4月に新たに任命を行ったものでございます。

主な活動内容といたしましては、これまでの協力隊員と同様にそれぞれ各地域に入らせていただきまして、それぞれの地域におけるいわゆるお困り事の解決の手助けなど、地域協力活動を行っているものでございます。また、移住・定住の促進業務にも携わっていただいております。先ほど来、何度も報告させていただいておりますが、現在、空き家バンクへの登録に向けた調査などについても行っているところでございます。

ただ、今年につきましては、新型コロナの影響で、各地区での行事など多くのものが中止というふうにされております。このため、昨年なんかと比べますと、協力隊員の地域内での活動というものが少なくなってしまうおのかなというふうには思っております。

今年度、新たに任用いたしました協力隊員には、これまでの業務プラスユーチューブなど動画の配信、笠置町の魅力を発信していただきまして、移住・定住希望者の結果的に増加につながるような笠置の魅力を発信するといったような事業のほうにも、今現在、取り組んでいただいているところでございます。

また、本来の地域おこし協力隊の最終的な目的でもございますが、任期終了後につきましても笠置町に定住していただくと。そのために、雇用創造協議会なんかを実施をしております各種セミナーなどへも積極的に参加をするといったような活動を現在しているといったところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

笠置町、外部の考えとか新しい考えを持ち込んでくださるのは非常にありがたいです。や

はりずっと笠置町で生まれ育ったりすると、いいところもなかなか見えなくなってしまう人もいる人も、僕もその1人やったんですが、確かにいます。外から指摘されて、笠置町ここがいいよと。やっぱりそうやったんかというのを改めて見直すことが多いので、こうやって外部の人、外部の考え、新しい考えというのを取り込むというのはいいと思います。

それと、確かにやってはんのはよく分かるんですが、やっぱり町内の人には分かりづらい。前回もたしか言ったと思うんですが、何かの形で広報活動みたいな、こんなんやっていますよとか、あとはもう例えば広域観光の発信とか、イーゴマス、インターネットでの売買とかもやってもらっているんですが、もう少し、もしかしたら町民の人をもうちょっと巻き込んで、話合いの場を持ったりすると、より町民の人には分かりやすいのかなと思います。

先ほども言われたんですが、これを2年間やってもらって、課題も見えてきていると思うんですかね。これは町側の課題なんですけど、その辺はもし課題が見えてその対処があるんやったら、これからどうしていくかというのをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし企業人の活動というのは、なかなか町民の方と直接結びつくということがないというのは確かに御指摘のとおりなので、広報連携等を通じた様々な情報発信にも努力をしていかなければならないと、かように考えております。またそこらはいろいろと機会を見て、させていただきたいと思っております。

私どもが課題とともに効果といったようなことも整理していく中で、今、総括して効果といえば何だろうかということをお考えますと、やはり企業から人を派遣いただいているという信用というのは、物すごい大きいと思っております。笠置に人を委ねるんだといった御判断を企業がしていただいたというのは、これはやはり物すごい決断だったと私は思っております。しかも、3年間派遣するんだということで、お金の問題じゃなく、大事な企業の人を笠置に派遣し、地域貢献であるとか、笠置の人たちと一緒に何か取り組むことによって、企業のほうも得るものがあり、我々もまさに学ぶことがあるという、その相互の関係といったものがやはり生まれてくる必要がある。これが効果であり、やはり課題であろうというふうに思っております。

特に役場の中では、先ほど来、一つの例として挙げましたけれども、ふるさと納税が進んでいく。他人事やと、一部の人間がやっておるんやというんじゃなく、かすかすの財源の中でやっている笠置町にとって、ふるさと納税頑張れば、例えば奈良県の曽爾村は人口

1, 400人。そこでもふるさと納税5, 000万円という実績があるわけなんです。そこぐらいまではできるんじゃないかというところで、実は企業人の方、それから行政職員、チームを組んで、曾爾村へ視察にも行っていただきました。

そういったことをやはり笠置で実践できないかというプロジェクトチームを組み合わせながら、行政職員と企業人がともに考え、実行し、行政職員の本来の施策の中にふるさと納税、独自財源、自主財源確保といったもののノウハウをやはり身につけていくといったことが、笠置町のやっぱり将来の財政を考えたときに、非常に重要であるというふうに思っております。

同様に、こういう企業人の方々は、3年間終えられればどこかへ行かれる、どこかへ行かれるというのは企業へ戻られるわけですけれども、戻られた後もやはりつながっていくということがすごく大事であり、終わったからじゃもうさよならですではなく、そういう企業とのつながり方というものも、笠置町役場はやはりノウハウとして身につけていけば、例えば今現在でも、企業人の方々がいろんな形で投資案件とか、笠置町で何かをしたいという案件をいろいろ持ってきていただき、現に視察あるいは具体的な投資の話というのが幾つかあるわけでございます。

そういったものを先ほど来、笠置に企業誘致云々という話がありましたけれども、こういった方々をつてにしながら、笠置といったところで何かをしたいといった方々を今後もやはり継続して引っ張ってきて、仕事があるよと。じゃ、移住しようかという流れもできるんじゃないか。そういう人の集まる、そして仕事ができる笠置といったものをこれから徐々に具体的にしていかなければならない。

そのためには、役場だけでなく商工会の力もお借りしな駄目ですし、町の方々のやはり受入れというそういう点でも、やはりホスピタリティーといったものも非常に重要になってくるだろうと思っておりますので、一つ一つこういう課題というんですか、展望というんですか、そういったところを笠置町、役場、町民のノウハウとして獲得できるように、3年目に関していろんな形で町民の方々、役場の職員交えた取組にさせていただきたいと考えております。

先般、実は職員研修の中で、企業人の方々に御登壇をいただきまして、職員に研修もしていただきました。やはり企業は違うんだなということを感じていただいたんですけれども、それが違う世界のことではなくて、自分たちとどう接点が結べて、自分たちにどういうふうにしてそれを活かすことができるのかということ役場の職員も学んでいただく機会ができた。これも継続してやらせていただきたいと思いますと思っております。

いろいろやることたくさんあるんでございますけれども、そういったものを全体像として体系化し、整理し、3年目、着地点を見つけて取組させていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。ありがとうございます。

企業人、いろんな民間の考えですよ。多分、皆さん公務員の人らにしたら、僕らにしたらもうがちがちの常識人かなと思うんですけども、例えば民間の人たちが提案する案というのは、多分、非常識に聞こえるかも分からないんですけども、常識を持った上で非常識の考えをどこか片隅に持ってもらおうというのは、非常にこれ力になると思います。期間が決まっている企業人と一緒に働いておられる皆さん、どこかでやっぱりそういう非常識な考え方というのを落とし込んでもらったら皆さんの力になって、これが笠置のため、町民のためにはなっていくと思います。

それで、来年度が3年目になるんですが、これは町長にお聞きしたいんですが、3年目に向けた企業人と展望や任期が終わった後、先ほど町長が何ぼかは役場の中に引き継いでいくと言われましたけれども、活用としてどういうことを考えられていますか。町長の施策と絡めて発言してもらえればありがたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

企業人の活動について、どのように町政に反映していくかということでございます。

まず、1人旅行会社の方とは、観光行政の広域化についてのお話を何度かさせていただいています。どのようなコンテンツが相楽地区、または南山城地区にあるのかというお話をこれまでさせていただきました。メディアの方を連れてきていただいているので、その方も一緒になって、どのような組合せで笠置への観光客を誘致できるのかというような形での話を進めさせていただいています。これ来年の年明け、1月中には一度現地見ていって、お話ししましょうかというお話になっています。それがどうした形で観光のモデルルート、モデルプランになっていくのかまだ見えておりませんが、そういうような形での活用というのは、十分に成果として出てくるんじゃないかと思います。

それから、ふるさと納税の関係については、これは金融機関の方がやっけていただいておりますが、今後一層のいろんな形でのふるさと納税を進めていただくということで、そのノウハウについてまたいろいろ参考にさせていただこうかなと思っています。

残りのお二人について、これはメディアの関係の方が多く、その方については笠置町の観光宣伝、または笠置への移住・定住等々の宣伝、そうした活動に従事していただけたらいいなど。

その後のことについては、それはまたそれぞれの事業者さんとの御相談という形になるかと思えます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長には現状を聞いたわけではなくて、3年目に向けた展望をお聞きしたんですが、来年度については企業と相談なんですか、今の時期で。今年度中に何か成果が出て、結果、成果が出るということですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

現状の認識は、一生懸命やっていますと。このまま来年3年目にどのような活動ができて、どのような実績が上がってくるのかというのはまだ未定でございますが、その成果物についてどのような形で町政に反映できるのかというようなことをこれからお話を詰めていかなあかんわけですが、少なくとも観光でありますとか、財政のお話でありますとかというようなことも含めて、いろんな提案をしていただけるものやというふうに期待しております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ちょっと思っているような答えが返ってこないんで、もう一回お聞きしますが、今、地域おこし企業人が入っている4名さんがやっているやつというのは、僕が見ただけでも笠置にはとても大事なことやと思います。現状はまだやっている途中ということなんで、3年目に向けた展望を町長の方針と併せて何かないですかと聞いたつもりやったんですが、今のところ何もないということなんですかね。いいんですかね。ないということですか。これイエスカノーかで答えてもええような質問の仕方しているんですけども、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 西議員の御質問です。

先ほどもお答えしましたけれども、例えば観光行政についての御提案というのをいただいておりますし、それについての打合せというのは来年になったらしましょうねというお話を

しているんで、それがどのような形で発展していくかということでございます。町の基本施策、広域観光をやっていってくださいということについては、きちんとお伝えしてあります。以上です。

簡単に言えということでしたら、イエスです。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 提案をいただいて考えるということなんで、町長としての何か展望とかはないということなんですかね。笠置町としてこうする、だからこの人らの協力を得るといいう、まず笠置町がどうするかというのがあって、この人らの協力を得るといいう形で、こいう企業人の制度はあると思うんですが、来てもらったらそんでいい、やってくれる、後はお手並み拝見みたいなやり方では、一向に結果も何も出てこないと思うんですが、町民も僕らもみんな協力して、行政も協力してやっていくのが本来の形やと思うんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

非常に分かりやすい例で、観光開発についてのお話をさせていただきます。

笠置町、これまで笠置町の来町者に対して、笠置の魅力を発信してきた。それでは不十分ですと。圏域の中での広域観光というものを考えないといけませんねということで、笠置のコンテンツだけにとらわれないで、圏域、相楽なら相楽、南山城なら南山城という圏域の中での笠置の魅力を発信ということを考えてくださいということで、いろんなコンテンツの紹介をしてきたところでございます。それについて、どのような具体的な観光施策というのが望ましいのか、どのようなアイデアがあるのかということについて、提案をしていただきます。その提案に基づいて、再度、観光戦略を判断していく、考えていく材料にしたいと、そういうことでございます。

したがいまして、観光戦略に関しましては、企業人さんのほうに町としては広域観光を目指していますよということをしっかりお伝えして、どのようなコンテンツが域内にあるのかというお話もさせていただいた上で、それについての提案というのを現在作成中ということなんで、それのお話を伺った上で、また一緒に考えていきたいということでございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

簡単に言うと、何か今のところはまだ何も出ていないという。出しもらっていると、そういうことですね。3年目に向けた展望というところは、まだ分からないと。そういうことな

んですね。いいですか、それで。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 西議員の御質問です。

3年目に向けた展望というのは、具体的に理解というか判断、難しいんですが、3年目には、要するに来年度には、広域観光についてのビジョンというものをしっかり出していただく。それについて、町の考えとすり合わせながら、どうしたことができるのかということをも具体的に詰めていくということになります。

したがって、展望がないということではございません。こちらのほうから要望はしております。それについて、応えていただいております。それがまだ明確な形になっておりませんが、それは来年の年明け早々に、一つのパターンとして上がってくるのかなというふうに考えております。それについてまたこちらの意見を出した上で、向こうからの返事を出していただく。そのキャッチボールが必要ですので。それで、それが3年目に向けてどのような形に発展していくのか、これはまだ未知数でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ここの質問にこんな時間使う予定ではなかったんですが、3年目というか、2年目はまだ課題の掘り起こしみたいな感じなんやと、こういうふうに理解します。3年目に企業人と協力して、もっといい形にしていくというような認識でいいんですかね。分かりました。

次の質問いきます。

前回もお聞きしたんですが、町長の公約について、住民の声を聞くについてお聞きします。

4月から町に対して、どのぐらい要望、提案、住民からあったのか。口頭、書面等、これその次にも要望、提案は各課に振り分けられていると思いますが、各課どのぐらい要望、提案を住民から口頭、書面等で出てきたのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問でございます。

4月から要望、提案が幾らあつかという御質問でございます。

まず、総務財政課を通じて各課へ振り分けられるもの、また直接各課へ要望等が出されるものがございます。

まず、総務財政課につきましては、要望という形では2件、地域からの要望ということで受けさせていただいております。それにつきましては複数課にまたがりますので、それにつ

いて各所管課に回させていただいて、回答していただくというような形で進めさせていただいております。

また、総務財政課ではホームページのメール等を通じて、いろいろ御指摘とか、叱咤激励とかいうものも数多くありまして、それについてはその都度対応させていただいたり、返信をさせていただいたりというようなことでございます。

また、ほかの課でいいますと、税住民課においては、要望1件、提案1件というふうな形で、ホームページからの投稿であったり、面談による要望等がございました。ごみ問題であったり、野良猫に対する提案であったりというようなことでございます。

また、保健福祉課では、要望とかではないんですけれども、メールで提案いただけませんかという、提案くださいというような形の、そういうような形であって、それに対してメール等で回答させていただいた。

ほか、建設産業課においても、要望等7件ございまして、文書で回答させていただいたり、また町長対応であったりというもので、処理をさせていただいているような状況でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

総務の地域から2件というのは、区のことですか。これ、商工観光とかはないんですか。要望、提案とかは入っていないんですか、商工観光は。今、商工観光のところはなかったですけれども。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの西議員の御質問でございます。

商工観光課のほうへは、先ほど総務財政課長のほうも申し上げておりましたが、ホームページ等を通じて御意見等をいただくことが多くて、その内容につきましては、例えばちょっとホームページの更新ができていないよとかいった内容のものが多くございまして、それはちょっと要望といったものではないだろうというふうに判断をさせていただいております。

あと、具体的に要望といたしましては、1件ございました。ただ、それは道路と併せてのお話でございましたので、建設産業課のほうの1件の中に含まれて、カウントされているものだと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

その後の質問で、それにどうやって回答しているのかというのも、今、総務課長、まとめて答えてくれはったんですが、これ要望、主なものって何ですか。僕は思ったより件数が少ないなと思ったんですが、何か主なものとはこれ言えますか、今ここで。要望、提案、主なもの。どうですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 申し訳ございません。ただいまの西議員の御質問でございます。

主な要望、提案ということで、先ほどもちらっとさせていただいたんですけれども、税住民課であったりでしたら、ごみの関係での収集できないごみの廃棄についての要望であったりとか、野良猫の避妊手術についての提案等ございました。

また、地域からはそれぞれの地域課題についての要望ということで、数多いのでちょっとここでは差し控えさせていただきますけれども、そういった要望がございました。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕が思っていたよりも、町民からの要望が少ないなとは思っていたんですが、じゃ聞きますけれども、僕、商工課の窓口で、これ要望ですけれどもと言って聞いてもらえたことがあったんですが、それというのはどういうふうな返答をしてもらえるのか。まだ返答はもらっていないんですが。

それと、議会の前回か前々回の一般質問の最後に、町長に対してこれ要望ですけれどもといった発言があったんですが、それもカウントされていないようには思うんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。すみません。

別にいじめているわけではないんですよ。何でこの質問をしたかというたら、僕はもうちょっと口頭の要望とかが増えて、もう少し職員のほうに混乱が起きたりするのかなとは思っていたんですが、案外、要望も少なかったみたいで、ただ、僕もいろいろ考えてみたんですが、やはり先ほども言ったみたいに、口頭で僕、要望ですよと言っているんですよ、商工観光に。これ要望ですよと言ってからしゃべっているんですよ。町長にもこれ要望ですけれどもと言って、最後に、これ議事録見てもらったらどこかに載っていると思いますが、それには答えてもらっていないんでね。

ということは、口頭によるやっぱり要望というのは、やはり忘れ去られたりとか、よく分

からなかつたりすることが多分多いと思うんです。僕も頭の中でいろいろシミュレーションとか調べて考えてみたんですが、これもし職員の負担になるようやったら、回り回ってこれ住民の利益にはつながらないんです。それやったらメモ書きでもいいし、そうかもっとどこかファミレスとか行っても、お客様の御意見お聞かせくださいみたいなところが、書くコーナーがあつたりとか、カウンターに置いてあつたりしますでしょう。ああいう形でも僕はいいと思うんです。やはり口頭というのは、それをいつ誰が何をというのが大事なところで、それって難しいと思うんですよ。

例えば僕らは職員の顔を知っていますけれども、職員の方が町民の皆さんの顔、名前、住所、全部知っているわけではないですよ。それって、おはようございます、いやいや、これこれ困ってんねんと。言うといてやと言われたときに、どこの誰かが分からないわけですよ。じゃ、どうやってその人に答えを返すのか。これできないですよ。まして口頭で言ったことが、まして僕が議会で言ったことがカウントされていないわけですよ。

町長、これどう思われますか。これもし僕、多かつたら働き方改革のことでも聞こうと思っていたんですけども、町長、どう思われますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問ですが、なるほど聞いていますと、僕も、いや、実際もっとようけ要望聞いているよと思って聞いていました。例えば野良猫とかカラスがごみ箱あさるんやと。何とかしてくれと。担当課に話をして、それはそれなりに私のほうからも口頭で、これこれこういう条件があるんやったら、きっちりした柵といいますか、ゴミを捨てる容器を準備しますと。それができないんでしたら、例えばネットをかけて対応していただくというような方策しかないですねというようなお話をさせてもらったり、そういう口頭でのお返事というのは、私が聞いた限りではかなり、猿出ましたというようなことも含めて、かなり私も聞いておって、そのたびに担当課にはお伝えしています。それが何らかの形で消えてしまっているというようなことがあるというのは、それはやっぱり問題があるかなと思います。

いわゆる笠置のお知らせ広報と言われてはいますが、広報活動の前に広聴活動がある。これは住民の声を聞くということです。住民の声を聞いて、それに対して返事をしていくということが、行政と住民との信頼関係の構築に非常に重要な役割を果たしてもらうということになってくるかと思えます。

したがいまして、現在ただいまの西議員からの御提案がございました何らかの形での提案

箱を設置してくださいとか、それから提案を何らかの形で保存・保管するというような方法、こんなエクセルでずっと入れておいて、何月何日どこそこのどういう状況で、どういう要望がありましたというようなことを全部入力して、整理しておいたらいいわけですから、それについて一定どのような回答をしたのかということも含めて、整理する方法というのをやっぱりちょっと検討させてもらいます。以上です。

議長（大倉 博君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

口頭で聞いてというのはかなり非効率なんで、それが職員の負担増になる。それが回り回って住民に対してのサービス低下になると、住民の利益を削ってしまうと。だから効率のいい住民の意見を聞いてもらうというのは、もうちょっと考えていただきたいと思います。

それと、これちょっと際になって、住民の方に言われたんでお聞きしますけれども、キャンプ場について今の管理運営というのをプロポーザルにしたらどうやねんと言うた、これ役場に言うたと言わはったんですが、その人はもうそれ回答もらっていないから、ちょっと一般質問で聞いてくれと言われたんで、これ入れますけれども、答えてもらえますか、どうですか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの御質問でございますが、キャンプ場の管理運営をプロポーザル方式にしてはどうかということでございます。

結論を言いますと、不可能ではありません。これは現在、観光笠置さんには契約期間を区切って委託契約をしております。その契約期間が終了する前に、約束事として打ち切るということも可能でございます。その次に、例えば新たな運営主体といったようなものをこちらのほうで何らかの形で確保しなければならない場合、プロポーザルによって観光笠置も含め、いろんな団体から提案いただくということは可能でございます。

ただ、今のキャンプ場の位置づけというのが、実は皆さん御存じかどうか分かりませんが、笠置町の施設であるかどうかというところが非常に曖昧でございます。以前、この議会の席で申し上げましたが、キャンプ場で建築廃材を燃やした事件がありましたね。そのときにどこがそれを禁止できるのか、注意できるのか、実は根拠がなかったんです。現場へ行かせていただいて、もちろんやめてくださいということで制止し、そして文書もお渡ししました。当然、そのときはおとなしく撤去されましたが、ごねられたら何の根拠をもってお前らはや

めろいうてんねんと聞かれたら、ないんです。国交省のほうにも言いました。占用許可出して、そこから根拠ありませんかと言ったら、いや、それはできませんと言われてまして、町のほうで考えてくださいと。

そうしますと、公共施設としての条例化みたいなことをしていかないと無理なんです。いろいろな入場を制限するとか、コントロールしていく、料金をどうするかというようなことも全て、やはり条例といったことを制定しながら、皆が納得する形で持っていくというのが必要でございます。それがあって、次の先ほどおっしゃっておられた、じゃ指定管理者あるいは直営、どちらを取るんだ。指定管理者であれば、今おっしゃっておられたように公募をし、提案をして、選考委員会を経て、議会のほうで議決をいただくということで、手続を踏んでいかなければならない。それをしないで直営でやる場合は、役場が直にキャンプ場を運営すればいいんだと、条例に基づいて。なかなか困難ではありますけれども。

ただ、今のこれらコロナの様々な課題の中で、先ほど来、御提案いただいているようないろいろなやり方を考えていくとすると、そういう条例化してプロポーザルする中で、様々な提案をいただき、それを実行するというのが、一番やり方としてはすんなり行くんじゃないかなと思いますけれども、すぐにそれができるのかというと、なかなかこなしていかなければならない課題もたくさんございます。現在の管理運営をさせていただいているところとの話し合いも十分していかなければなりませんので、すぐにといいわけにはいきませんが、在り方を申し上げれば、そういったことだというふうに御理解をいただければと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ちょっと荒っぽい質問ですみませんでした。

その住民の方も、かわまち事業とか河川のオープン化とかがあるんやったら、そのほうがええんちゃうんかとか、あと、いこいを再開させるためには、一体運営というのも考えたらどうやねんというふうに意見も言ってくれはったんで、そうやったらそういうプロポーザルとか指定管理というのは、やっていくべきやと思います。今回、次の委員会でそういう話が議題に上がってもまれると、よりいい意見がまとまっていくのかな。条例が必要やったら、条例をつくるのも早急にやらなあかんのかなと思います。それは進めていってほしいと思います。

次、公約の保育教育の内容の工夫、笠置町の魅力を引き出す、これ町長の案を聞かせてい

ただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

この件に関しましては、数年前から保育、それから幼稚園と保育の一元化、幼保一元化という形で議論されてきたところでございます。例えば午前中は幼稚園として、午後は保育所として施設を利用する、そういう認定こども園という制度もできております。発達年齢に応じた一貫性のある教育という観点からすると、保育所と小学校との連携ということも考えられます。

さらに、小学校でタブレットを配布していますけれども、幼児用のタブレットを配布するかどうかということも含めて、いろんな形で保育内容の充実でありますとか、工夫であるというのができるんじゃないかと。それで笠置らしさ、笠置独特の、笠置独自のという保育ができればいいなということで、就任の早い段階で保育所のほうへ行きましてお話をしたんですが、一応、皆さん、私の確認しているところでは、幼稚園の教員免許をお持ちだということなんで、何らかの提案が出てくるのかなと思っておったんですけども、現在のところ出ておりません。

現在、全職員対象にして、いろんな意見を聞いているところでございます。その中で再度、保育所に関しては、何か特徴のある保育はできないのかというようなことをお話しさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ一般質問と全然関係なくなるんですが、今、町長、起立するときに鉛筆投げられましたよね。これ僕のとさばかりなんですよ。前のときも資料をばんと投げつけたりとか、今、立ち上がるときに、こんな感じで鉛筆投げられましたよね。音は拾っていないと思いますが、何で僕のとさだけそんなばかりになるんですかね。これ、物すごく悪意を僕は感じてしまうんですが。

ちょっと議長、注意してもらえませんか。非常に不愉快です。

議長（大倉 博君） ちょっと待って。西君、今言われたこと、ちょっとこっちで見えなかったんで。

7番（西 昭夫君） いや、見えていなかったから、僕、言っているんです。非常に不愉快です。前もたまたま、今回もたまたま、なぜか僕のとさだけなんですよ。

議長（大倉 博君） ちょっと待って。通告外の質問はちょっとしないでください。

7番（西 昭夫君） そんなもん、今やったこと通告できるわけない。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 西議員、御不快になられたということなんで、おわびいたします。決して悪意があったわけではございません。持っていた鉛筆を置いたつもりでございます。

いろんなところへ赤鉛筆でメモ書きしておりましたんで、それを置いたというだけのことで、投げたという意識、本人ございませんので、どうぞ御容赦いただきたいと思います。以上です。

（「議長、さっきの言い方、ちょっとおかしいんとちゃう。通告制以外の質問すなと言う前に、西君が議長これどうですか、どうしたらええんかとお願ひしてんのに、通告制以外のものは質問すなとおかしいでしょう、それは。そうやろう。西君は議長にお願ひしてんねんやから聞いたってもらわな」と言う者あり）

議長（大倉 博君） ちょっと先ほどの見えなかったし、言われたことが。それでそういったことも言ったんです。

西君、続けてください。

7番（西 昭夫君） 見えなかったから議長に言ったんですよ。それを一般通告にないことを言うなというのは、今やられたことを先に通告することできないですよ。だから議長に言ったんですけれども、まあいいです。

町長が立候補のときに上げはった保育教育の内容の工夫、笠置町の魅力を引き出すという項目があったんで、何か町長の案を聞かせてくださいと言っているんで、町長になって保育所のほうに何か特色ある教育はできませんかと、この前の9月の議会の議事録にもそうなっていました、それをもって町長に立候補しはってんやったら、そもそもこういうのはどうやろうという案があったんやと思うんですよ。それは何ですかと聞いているんです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

どのようなことを考えていたのかといいますと、例えば就学前教育としての読み書きの教育でありますとか、非常に負担のかかる、例えば幼稚園で音楽の授業をやったりというようなことをされていますが、そこまでは望んでおりませんが、何らかの形でのリズム教育でありますとか、簡単な英語の教育、アルファベットを覚えさせて、簡単な挨拶等々を覚えてもらうというような教育の在り方、そうしたことは幼児用のタブレットでもできますので、

そういうようなことを考えてもらえないかなということを考えておったわけですが、まだ出てきていないので、改めてこのお話はまた保育所現場とさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ4月か5月に保育所とのほうで話ししたと言われましたが、そこで提案されたわけではないんですね。町長、提案されたわけではないんですね。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

保育士と申しましても、全員が幼稚園の教諭の免許をお持ちですので、私のほうから具体的にこういうふうなことを考えてほしいということは申し上げておりません。ただ、特徴のある保育所づくりというものを考えてほしいという要請をいたしました。要するに幼児教育のことなんですけれども、その内容について提案がないかなということも思っていたんですけれども、その後、提案上がってきておらないということなんで、これはまた改めて、年内ちょっと無理かと思えますけれども、職員との対話の中でまた相談していきたいというふうには考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ保育に関係して言えば、保育所保育指針解説というのが出ているんですが、そこには当然、創意工夫を図りと書いてあるんですよ。多分それやってはりますよね、保育所としては。太鼓しかり、ほかいろいろやってはりますし、前年度でいえば保護者との話合い、実現していましたよね。そこでいろんな意見が出て、ちょっとコロナの影響で途切れているのかも分からないですけれども、常に考えてくれてはると思います。それをさらに内容に工夫してくれ、でも町長は自分の意見は言わないやったら、それちょっと公約に上げていたんやから、何かもっと言ったほうがいいんじゃないですか、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

どのような内容が出てくるのか、実際は楽しみにしておったんですけれども、なかなか具体的な提案が出てこない。保育所の保育内容について、さらなるバージョンアップをしていただいて、魅力のある保育所づくりをしてほしい。待機児童ゼロの保育所でございます。

すんで、そうしたこともまちづくりにとってアピールできる点になるんじゃないか、また子供たちの情操教育について有効なんではないかというふうに考えておるところでございます。

私なりにどんな特色ある保育所づくりをされているのかということも調べてはおりますが、例えば簡単にアルファベットや平仮名、カタカナ、あと数字ですとかいうようなことをやるよりも、もっと子供たちが積極的に関わっていけるような、そういうやり方の一つとして幼児用のタブレットがあるのかなというふうに思います。でも、幼児用のタブレットがいいという話をしているのではございません。そういうような形での何か工夫がもう一つあったらいいなというふうな希望でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

もっとすばっと方向性を示してもらえるのかなと思ったら、僕が聞いた感じは、どうも歯切れが悪いような感じにしか聞こえないんですが、町長が公約として上げてはるんやったら、それはどんどん言っていくべきです。せっかく町長になったんですからね。自分の思いはやっぱり言って、関係各所と協議して進めていくべきやと思います。俺の教育方針はこっちや、どうやというぐらい言わはってもいいと思いますよ。

それと、前回の笠置町の魅力を引き出すということについては、まだ答えてもらっていないですけども、前回の答弁では、マスタープランが詳細が決まっていないのでまだ言えない。これちょっと僕、マスタープランという言葉の意味を知らなかったんで、帰って調べたんですが、これ方向性、指針、方針ということなんで、方向性すら示せないというのは、ちょっと公約に上げていたのにそれはおかしいと思うんですが、せめて方向性、方針、指針ぐらいは言えると思うんですが、どうですか、町長。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

観光行政に対する方針ということでよろしいですね。

これは私ずっと思っているんですが、笠置町の魅力というのは、笠置町の中だけで十分発揮できるというものではないと考えています。これは相楽の圏域の中で、南山城圏域の中で、また近隣、奈良市との関係の中で、もっと言えば海外との関係の中で笠置の文化が今あるということなんです。

そのことについて、じゃ例えば東大寺の大仏さんがシルクロードの終着点やということになっていきますけれども、同時にそれは笠置の魅力石仏もそうなんだよと。シルクロードを通

してやってきた。シルクロードの終着点の一つなんだと。そうしたコンテンツが域内にいっぱいありますよと。相楽やったら相楽の域内にいっぱいありますよと。相楽郡の面積というのと、現在の奈良市の面積というのはほぼ同じです。山背と書いて「やましろ」と読んでいましたけれども、山のあっち側という意味であって、木津川・名張川水系というのは大和文化圏に属しておいて、いろんなコンテンツが市町村ばらばらにあるわけですが、それを連結させていくことによって、さらに地域の魅力というのがアピールできるんじゃないかと。

その方策、いろんなアピールの仕方というのはあると思うんですけども、そういうアピールの仕方について、もうちょっと知恵を出して一緒にやっていけたらなええなということ、いろんな関係各所にお話をさせていただいているところでございます。

なかなか抽象的な話になってしまって、目の前で提示できればええんですが。例えば恋愛に関するコンテンツというのを考えますと、例えば南山城村の恋志谷神社でありますとか、潜没橋でありますとか、それから山城町の神童寺の天引愛染明王坐像ですね。それから、天に願いを通じるというのであれば、笠置山もそのコンテンツの中に入ってくるんじゃないかと。そういうようなくくりで、圏域の魅力をアピールできるようなコンテンツいっぱいあるわけですから、そうしたものをいろんなコンテンツを選別して、それをさらにより洗礼されたものにしていくというようなことが必要なんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

非常にいいと思います。これまさに最初に質問した企業人、広域観光発信等に絡んでくると思います。これせつかく今まで8か月、9か月たっているわけですよ。これもうちょっと企業人の方と話し合って、いろんなものやったら物すごいええものできると思いますよ。だからこの前聞いたときに、それをもうちょっとはっきりこうやと言ってくれはったらよかったんですが、今やっとな聞けたんでよかったと思います。これで企業人と協力して、来年度も頑張っているような形、成果として出てくるのを期待したいと思います。

次の質問に移ります。

これ今まで、今日、皆さん議員で何人か質問しはったんと重なるかも分からないんですが、空き家バンクについて、登録件数が伸びない要因は何ですかという質問なんですが、これ答

えてもらえますか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

お答えのほうも重複してしまう内容になるかも分かりませんが、よろしく願いいたします。

登録件数が伸びていない原因ということでございます。

先ほども答弁させていただきましたが、現在、空き家バンクへ登録していただいている件数、1件でございます。今、地域おこし協力隊員による調査や空き家の促進活用のチラシ配布を行いまして、登録していただける物件を増やす努力をしているところでございます。

この中で、登録件数が増えない原因の一つとしては、先ほど町長のほうからもあったんですが、これまでからも町内にはもう明らかに使っておられないと思われるような家屋というのはあったというふうに認識しております。ただ、その中で家財道具の整理ができないといった理由で、登録を見送られたというか、申込みを途中でやめられたといったケースが実際にあったというふうに聞いております。

ただ、これだけが要因かといえば、ほかにも要因はあるとは思っていますので、今現在、チラシのほう配布させていただいております。数件、お問合せというのがいただいております。今後、そのような方々といろいろご相談なりさせていただいた中で、1件でも登録の件数が増えていけるような御協力のお願い等させていただきたいと思っております。

ちょっと要因というところの把握というか、原因究明とまではお答えさせていただけていないかも知れませんが、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ前にも多分言ったと思うんですが、議会で。行政ができることというのはなかなか限られていて、それ以上踏み込めへんというところがあるのだと思いますが、地域おこし協力隊も空き家の掘り起こしとかやってもらっていますが、やはり限界があって、これ以上踏み込めないというところが必ず出てくると思います。

これ区の協力をもらえれば、結構その人に簡単に連絡ついたりとか、近隣の人が電話番号知っていたりとか、町外に住んでいる人ね。町外に住んでいて、なかなか年に1回か2回しか帰ってこられへんという人の連絡先知っていたりしはるんで、その辺から連絡取って、も

っと詳しく一人一人、1件1件、なぜこういう形で放置というか、置いておられるのかというのを聞いていけば、10件あれば10件の理由があると思いますんで、そういうのを1件1件、笠置でいうたら、前回の調査でも70件の空き家があったということなんで、そんなに一つ一つ潰していけばできんことはない数やと思います。その辺は地域おこし協力隊がやってくれてはるんやったら、もうちょっと地元、区、近所の人とかに聞き込みをして、もうちょっと進めていって、スピード感持ってやってもらいたいと思います。

ほんで、次の質問。笠置町のホームページ、もう少し見やすくなりませんか。

これも住民の意見なんですけど、これも僕、議員になったときから1回質問させてもらったんですけど、一向に変わらないんですけど、例えば今、空き家バンクの話が出ましたが、空き家バンクを開いたとしても、数字とか記号の羅列でそこをクリックせんと写真が出てこない。何か見ている全然面白くない。笠置のいいところ、笠置写真館はもう今出ているんですかね、その文字って。なのに、一向に何か写真が上がっているわけでもなく、どっちかというたら、副町長のフェイスブック見ているほうがきれいな写真上がっているんで、この写真こっちへ持ってこれへんのやろかと思うぐらいなんで、もう少し、前も言いましたが、町外の人が笠置を検索したときに、まずどこを見るかといったら、結構、笠置町のホームページ見てくれはると思います。そこが笠置町の入り口になると思うんです、今は。

やっぱりホームページ大事です。近隣の自治体のホームページ見ても、やはりかなりの差があるように思います。そこはどうかもう少し見やすいとか、興味出るようなホームページにできないんでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

西議員御指摘していただきましたとおり、空き家バンクのホームページを開かせていただきますと、申込書でありますとか届出書の様式が羅列されているだけでありまして、非常に見づらいといった状況でございます。なおかつ、情報量としても非常に少ないのではないかなというふうに思っております。

今現在、そういった専門の知識といいますか、技能を持った地域おこし企業人さんにも来ていただいておりますので、それぞれ所管の課での対応になっていくのかなというふうな気はするんですけども、空き家のホームページなんかに関しましては、我々商工観光課の中でまた構成の見直しなど図りまして、やはり言っていただいたように写真を載せて、いかにも笠置町への移住に興味を持っていただけるような、そういうようなページというふうなもの

のに更新ができないかということで、ちょっと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ何回も質問しているんで、またすみません。いつまでにとということになるんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問ありがとうございます。

私も笠置のホームページ見ていて、まず一番最初思うの、暗いよねって。よその市町村のホームページ見ていますと、もっと明るい。例えば青空の写真がいっぱい出てきたりするわけですが、暗いよね、これ何とかならんのかということで、これは一体どこがどういう形で管理しているのかという質問したことがあって、めちゃめちゃに古い情報がまだいまだに放置されておるようなこともあります。

これ整理してくださいということをして1回お話したことがあるんですが、担当部局それぞれ記事ないし情報等々載せていると思うんですけども、これ早急に整理するように私のほうから周知いたしますんで、いつまでというお返事は、どのような写真載せられるかということもございますから、今すぐお返事できませんけれども、早急に善処しなさいということと指示を出しますんで、御了解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

お願ひします。お願ひしますとしか言えないんで、ほんまお願ひします。もう何年も言い続けていることなんで、一向に変化がないというのは、ちょっと僕としても心苦しいというか、残念というか、よろしくお願ひします。

次の質問なんですが、ほかの議員さんの質問ともちょっと重なっているんで、危険家屋のことでお聞きします。

これ他の自治体では、危険家屋、所有者の方が解体とかしてもらえない場合は、行政で代執行できるような条例をつくっているところもあります。実際に使われたかどうかは分からないんですが、条例をもうつくっているところは確かにあります。笠置町ではどうですか。僕、見ただけでも、危険家屋というのは何軒かあるように思うんですが、笠置町としてはその辺進めていく気持ちはあるでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

危険家屋とおっしゃっていますが、正式に申しますと特定危険家屋というやつでございます。これ法的な概念でいいますと「そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態」、これははっきり言って、通行人でありますとか、近所の家に倒れかかって迷惑をかけるというような可能性のある物件のことでございます。山の中の1軒家が朽ち果てていくという状態にあっても、この特定危険家屋には当たらないということでございます。

条例化の話でございますが、実際のところ危険家屋であっても、憲法上の私的財産権の保護を受けておるわけであって、実際に行政の代執行に至るまでにはむちゃむちゃに煩雑な手続を踏まないと、これは当然できないと。個人財産ですからね、誰か第三者が勝手に応えてええのかというような話にはなりませんので、かなり煩雑な手続を踏まないとできない。しかも、撤去する費用が回収できればいいんですが、回収できなければ自治体が負担しなければいけないというような形になっています。

それで、どこの自治体も、この特定危険家屋の除去に関して、これは非常に後ろ向き。私の知っている限りでは、京都府下ではたしか1件だけしかなかったと思います。行政代執行、行われたんは。それは状态的にどうかといえば、もう倒壊しかけていて、隣の家にもたれかかっておったというような状態であったと。そこで、大慌てで行政代執行をするための法的手続を踏んだということでございます。条例化されているところでも、おそらくほとんどの場合は、警告なり何なりのいわゆる適正に処置してくださいという命令程度の内容しかやっておられないと思います。それほど非常に難しい問題です。

とりあえず、笠置町においてそうした近隣の現に住んでおられるような住宅に迷惑がかかるような住居があるのかどうかということについて、現在、地域おこし協力隊に指示して、特定危険家屋の把握も併せてやってくださいということで指示を出しております。対象者といえますか対象物件は、水道の閉栓届が出ておる200件でございます。200件というのは、それもう既に家がなくなっている場合も含まれておりますので、200件あるということじゃなしに、閉栓届が出ているのが200件でございます。その現地確認を行った上で、特定危険家屋についても拾い出しをやってください、写真撮ってきてくださいねということで、再度の洗い出し、前は平成28年にやっておると思うんですけども、再度の洗い出しをやってくださいねという状態になっています。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

煩雑な手続が要るということですが、煩雑な手続をすればできるということですね。警告しか出せないということは、警告を出せるということですね。警告というのはちょっときつい言い方かも知れないですが、だからもし危険な家が出てきたときに慌てて条例をつくるのではなくて、前もってそういう可能性があるのであれば、条例をつくって適正に運用できるような体制を整えておくというのも、行政の一つの考え方やと思うんですが、どうですか。町長。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。ただいまの西議員の御質問です。

空家等対策の推進に関する特別措置法の第14条第1項、第2項、第3項等々、ごめんなさいね。いろんなこと言いましたけれども、正確に読みますと、「助言」、「指導」、「勧告」というような形での表記になっております。だんだん厳しくなっていくといいですか、「助言」、「指導」から「勧告」に至るまでということになりますんで、だんだん処置の内容が強くなっていくということでございます。これに関しまして、事前に条例等の整備が必要ではないかという御質問でございます。

実際に、特定危険家屋になるかどうか分かりません。特定空き家になるかどうか分かりません。倒壊寸前の家でありますとか、大屋根抜けてある家でありますとか、近所も含めて、近所というのは役場の近くも含めてあるわけでございますから、そうしたものに対してどうしていくのかという話は、再三、役場の中で議論しております。いわゆる特定空き家という危険家屋に認定されるということになりましたら、当然ながら条例の制定ということもしなければいけないんですが、とりあえず現在は実態把握ということでやっております。将来的に危ないよねという、この家放っておくと危ないよねという家が確認されたら、条例化も含めて対応したいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

分かりました。

ちょっと時間がもうないんで、最後、質問、これちょっと飛ばしてしもうたんですが、町営住宅、町所有の施設の目的外使用について、以前も質問させてもらったんですが、建設課長の答弁では、たしか首長がオーケー出せば進んでいくような話が、僕はそういうふうに認

識したんですが、前の町長のときにはそれがちょっとまだ進まなかったんですが、中町長、新しい町長になって、目的外使用、例えば協力隊がせっかく住所も移してくれて、笠置に住んでくれているのに、笠置町としては住居も提供できないというのは、ちょっと悲しい状況やと思います。ほかの自治体では、今、目的外使用なんてもう大分前からかなりやっってはるところがあって、奈良とかの村のほうでも新しい職員迎えたりとかやっているときに、目的外使用で村営の住宅を貸したりとかしているところはたくさんあります。

これですぐ貸せとかいうわけではなくて、目的外使用というのをすることによって、ほかの施策も進んでいくのかなと、それに関連して。これができるんやったらあれもできる、これもできるんやったらあれもできるみたいな形で進んでいけばいいなと思って、まずこの目的外使用のところをやってもらいたいなと思うんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

まず、町営住宅に関しまして、現在、耐震補強を行っておる途中でございます。まだ空いている町営住宅の耐震補強、終わっておりません。現にお住みの住宅から、順次改修しておるところでございます。したがって、現在、目的外使用について議論できるというような物件はございません。ただし、目的外使用について一切しないと言っているわけではございません。これは住環境として整えられるようになった時点で、町営住宅については、目的外使用についても認めていきたいというふうには考えています。ただ、これは協議も必要ですんで、そのあたりのことは御了解いただきたいと思います。

それから、町所有の不動産、物件ということでございます。これはお試し住宅とかが入ってくるのかなというふうに思います。お試し住宅を一般用の移住・定住のための住居に使えるのかということになります。これはやっぱり行政財産ですから、ちょっとこれは違うのかなと。一昨年でしたか、住んでおられたということでございます。それから、短期間でジビエの方々がお住まいになっていたと。本来、そういう目的で使うということについて、私自身はちょっと疑問に感じています。あくまでも行政財産で、目的のために使ってほしいということです。それ以外の目的に使用した場合、本来の使用目的を使いたいとおっしゃったときに、物件がないということになりかねへんで、その辺のことはちょっとやっぱり考えないかんのやろなというふうには感じています。

あと、それから基本的に、やっぱりこれは協力隊の方々のお住まいを何とかせないかんとするのは、これは契約条件といいますかお約束の話ですんで、これについて物件を確保しな

ければいけないというのは、これは同時に町の責務でもございますんで、これについては空き家対策をやっぴりきちっと進めていくしかないですかねというのが感想でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町営住宅に関して言えば、耐震補強が済んでいない方が今住まわれている。耐震補強が順次そこから始まっているのは分かります。ただ、今、耐震補強が済んでいないところに住んでおられる人がいるのに、耐震補強が済んでいないところを貸せないというのはちょっとおかしくないですか。そこも住んでもらった後に、順次、耐震補強していく予定なわけですよね。それやったら、そこを納得してもらった上で貸すというのはできないんですかね。その辺は普通一般の感覚としては、それできるんちゃうのとは思うんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

現在の入居者について、耐震補強がまだ順次行っている状態でございます。これは御承知のことだと思います。耐震補強がなされていない町営住宅に新しい住民を迎えるというのは、やはり危険性がございまして、さすがにちょっとそれは検討させてほしいと思います。有り様に言えば、ちょっと無理なんじゃないかなと。例えば古い住宅がたくさん空いているやないかと。後谷とかにもあるわけでございますけれども、じゃそこ古い住宅やから、空いてんねんからという話になると、それはまたちょっと違うというお話やと思います。住環境をきちんと整えた上で、お貸しするのが本筋なんじゃないかなというふうに感じます。以上です。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西議員の質問に、町長の発言にちょっと補足だけさせていただきたいと思います。

公営住宅の目的外使用ということで、これまでもいろいろ御質問いただいております。公営住宅の目的外使用につきましては、公営住宅の本来の目的である入居対象者である住民の入居が阻害されないことを十分に留意した上で、進められるというふうにあります。

現在、笠置町では、ストック住宅として位置づけている有市住宅の、先ほど町長も言いましたように、耐震化でありますとか、浴室のバリアフリー化を進めております。この2つの事業、今お住まいの方がおられるところをやっぴり先行してやらなければなりませんので、

なかなかストックする住宅にまで及んでおりません。確かにこういう事業というのは先手、早い着手が必要と以前、西議員もおっしゃっていたと思います。しかしながら、こういった新しい取組、移住促進に向けての住宅使用というのを進めていく中では、まずは住宅の安全性の確保、それから施設の整備といったところを行っていった上で、新たな活用を進めるべきではないかというふうに思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そう言われると、この庁舎も耐震補強せなあかんことになっているわけですよ。ほんだから、もうこれ今使っているわけですよ。できやんようになりませんか、議会。耐震補強していないんやったら危ないし、議場に入ったらあかんみたいな話、極端な話を言えばですよ。

だけれども、何か前向きな話をしたいんやけれども、でけへん理由が出てくるというのは予測はできるんですけども、じゃこうやったらできるという、ああやったらできるという話がなかなか、本来そうしたいんですが、なかなかそれが出こないというのは何でなんやろなと思うんです。移住・定住促進と看板上げている割には、なかなかそっちのほうが進まへんというのは残念に思うんですが、これも何年も前から言っていると思うんです。それについて、予算というのにつけられないんですかね、町長。どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 役場使っているやないかという西議員の御質問です。

現在住まわれておる、現在使っておるところについての制約ではなくて、新規に入ってきた方について、耐震補強でありますとかメンテナンスであるとかいうのは、貸し手側の責任になってきます。耐震補強ができていない物件をお貸しするわけにはちょっとかないのかなというふうに感じます。おっしゃっている意味は非常に分かりますし、活用できればいいんですが、なかなかそれもいかないと。予算措置というのが早いこと耐震補強やれという意味でありましたら、なかなか財政的に厳しいんで、ちょっとずつやっていくというのが現在の方針でございますので、御了承いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

小さい町で高齢化も進んで、何かもうちょっと夢のある意見とかいうのを交わして、議会をいいものにしていきたいとは思うんですが、なかなか財政規模も小さい、予算も取れない、何か下向きな話ばかりになってしまうんですが、これもうちょっと僕ももっと調べて、次の

議会でまた質問させていただきたいと思いますので、これで質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで西昭夫議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。

休 憩 午後5時47分

再 開 午後7時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

休憩中に全員協議会をやらせていただきました。

議長（大倉 博君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申出書があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（大倉 博君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和2年12月第4回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後7時01分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員